

(別紙)

優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会中間報告案に関するご意見の概要とご意見に対する考え方

中間報告(案) (概念)

受付番号	意見内容	回答
1	<p>本中間報告案は、優良品種の知的財産保護を強化し、農業競争力の向上と農業者の所得向上を目指すものと理解したが、その排他的独占性の強化が、日本の農業、特に食料生産の根幹と多様性に対し、看過できない負の影響を及ぼす可能性があるため、以下の理由により強く反対する。</p> <p>1. 農家の自由な種子利用の制限と不健全な独占化の助長</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録品種の自家増殖が原則許諾制となることで、農家は毎年、育成者権者(種苗会社など)から種子を購入するか、許諾料を支払う必要が生じる。これは、農家が長年培ってきた「種子の自由な利用」という生存に直結する権利を大きく制限し、特定の育成者権者による種子の排他的独占を助長している。</li><li>・このような独占は、育成者権者が種子価格や利用条件を恣意的に設定することを可能にし、農家の経営を圧迫するリスク、ひいては不公正な市場形成のリスクを内包している。</li></ul> <p>2. 「トリクルダウン」論理の限界と農業格差の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・優れた品種のブランド化推進による利益が、全ての農業者に公平に分配され、農業者全体の所得向上に繋がるという論理は、過去に失敗が証明されている「トリクルダウン」の農業版に過ぎない。利益が特定の育種家や大規模生産者に集中し、小規模・零細農家には十分に行き渡らず、かえって農業者間の所得格差を拡大させる懸念あり。</li></ul> <p>3. 食料自給率向上への具体的な言及欠如と多様性の喪失リスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本案は「食料安全保障」に貢献すると謳いながらも、「食料自給率向上」という日本の食料問題の核心に対する具体的な戦略や記述が皆無である。排他的な品種保護は、商業的に有利な少数の品種への偏重を招き、地域で多様に育まれてきた在来品種や伝統品種、ひいては遺伝的多様性の喪失を加速させる。これは、病害虫や気候変動などのリスクに対する日本の食料生産の脆弱性を高め、長期的な食料安全保障に重大な懸念をもたらす。</li></ul> <p>4. 「安易な独占」を防ぐ具体的なブレーキ規定の不足・知的財産権の性質上、その行使が過度な独占や権力集中につながる懸念は常に存在する。本案には、公的機関育成品種の公共性や法執行の実効性強化といった独占抑制の意図は示唆されているが、独占禁止法との具体的な連携、不当に高額な許諾料設定を阻止する明確なメカニズム、または育成者権の濫用に対する明確な法的取り締まり基準など、「安易な独占」を未然に防ぐための強力なブレーキが決定的に欠けている。</p> <p>以上の理由から、本中間報告案は、日本の農業が直面する本質的な課題に対し、短期的・経済的な視点に偏重し、食料生産の根幹たる種子の支配、農業者の多様性、そして長期的な食料安全保障に対する負の影響を看過していると判断する。</p> <p>日本の農業の持続可能性と真の食料安全保障を確保するためには、農家の権利と多様性を尊重し、健全な競争と公平な利益分配を担保する、より慎重で包括的な議論と具体的な制度設計が不可欠であり、生存権に直結する内容となるため、本案のこのままの推進には強く反対する。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>日本の優良品種が海外に流出している実態を踏まえ、令和2年に種苗法を改正し、自家増殖について、育成者権者による許諾制としたところです。</p> <p>優良品種の開発・保護・活用の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化、ひいては食料安全保障の強化に貢献することが重要と考えております。</p>
2	<p>この案の「輸出拡大を図るため」という前提自体が問題。今、日本において喫緊の課題であり、早急に是正しなければいけない重要な課題は「食料自給率の向上」であり、いかに国産の安全で美味しい農作物を日本の全ての人に届けるかということ。そのためには大規模農家だけでなく中山間地を含む中小の農家が農業を継続できるよう支援し、日本の農業を守ることではないか。</p> <p>種苗の独占権である育成者権期間を倍に延ばし、種苗の管理を強化し、違反者には刑事罰を新設するという方針は日本の農家を外資の穀物メジャーの傘下に入れ、自立性を奪い潰していくことになる。そうでなく、中小農家が今までタネを自家採取し、育苗し、延々と受け継がれてきた持続可能な農を守るこそ必須ではないか。タネや苗を独占し、金儲けのために使うなど、害悪でしかない。</p> <p>「管理」「制限」「侵害」「刑事罰」という言葉が並んで、背筋が寒くなる。このような案が通れば、農家は今まで通り地道な農業を継続していてもいつ犯罪に問われるかわからない状態となり、ますます後継者がいなくなる。農水省はだれのため何をする省庁なのか。農家を守り、持続可能で安全な農産物を主に国内に届けるために全力を尽くすべきで、輸出は余った時に考えること。農業は競争で淘汰させるものでなく、基幹インフラとしてみんなで支えるもの。この案を撤回し、農水省の果たす使命を再考していただきたい。</p>	<p>我が国農業競争力の源泉は優良な品種をはじめとする知的財産であり、我が国農産物の輸出拡大等を図るためには、その戦略的な保護・活用を通じた農産物の付加価値向上と新たな優良品種の開発をさらに加速化していく必要があります。令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献するため、「知的財産サイクル」の確立に向けた検討結果を中間報告案としています。</p>
3	<p>「知財サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と食料安全保障に資する。とありますが、報告案を読むと種苗の独占権の守り方・活かし方と読めました。これで所得向上、国内農業の基盤が強化し食料安全保障に資するとは思えません。今日本をみると、種苗はほぼ海外に依存しすぎており輸入が止まれば国内の食糧生産はどうなるか不安でしかありません。タネの独占・制限は本当に農業生産に適しているのか疑問です。</p> <p>誰もが種を手し自由に生産できる体制をつくるべきだと考えます。</p> <p>この報告案で農家が豊かになり、国民の食糧安全保障になるとは思えません。日本の自給率を上げ、地域の食を守る視点が抜け落ちています。農水省は国民を飢えさせないのが使命です、その原点に戻り品種の開発、保護、管理を考えてください。</p>	<p>優良品種の開発・保護・活用の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献することが求められており、優良品種の管理・活用のあり方等について検討した内容を中間報告案としています。</p>
4	<p>育成者権だけを過度に保護しようとしているが、日本の農業における最重要課題から外れている。</p> <p>昨今のコメ騒動を見ても分かる通り、主食をきちんと確保できない農政こそが最大の課題であり、海外向けに種苗を輸出するかどうかは、重大ではない。むしろ、温暖化・高温化に耐性のある新品種の作出こそが種苗に関する最重要課題の1つであって、今回のような種苗の育成者権だけを過度に保護しようとする政策は、不要であって有害である可能性もある。従って、今回の方針は全面的に撤廃し、廃止した種子法の復活こそが喫緊の課題である。</p>	
5	<p>この報告案について、懸念を感じています。その第一は知的財産権の保護には特許が必要でその権利を守る事は開発者とその作物を生産できる資本金のある農家及びアグリビジネス企業にとっては大変有益だと思います。しかし現在日本の農業従事者の殆どが小規模、中規模の家族経営です。そしてその方々が私達日本の国民の食を支えてくれている、これは間違いありません。</p> <p>しかし資本金のない彼らには特許がついた作物を購入し作り続ける事ができるでしょうか？大きなアグリビジネス企業に負け呑み込まれるか、廃業して行く事が目に見えるのです。</p> <p>まずは日本国内の食を護る事を一番に考え、輸出は国内生産で過剰な分を使うという海外の政策に準じるべきです。この案では私達の命の食を代々守って来てくれた、家族経営の小規模、中規模の農家を潰す事に繋がってしまうと思います。</p> <p>この点を再考して頂きたく意見を出させていただきます。</p>	
6	<p>読めば読むほど、表向きは日本国民のためと言いながら、お約束どおり実際には多国籍企業と投資家の利益を最優先に考えている政策だと理解できます。</p> <p>農水省は、日本の農家を潰すのがお仕事ですか。</p> <p>知的財産権ばかり強化して、日本の農民のタネの権利を守らない理由は、保身と私利私欲ですか。</p> <p>私たちの税金を使って、特定の企業に公金を流す仕組み作りをするのはやめて、日本国内の種苗と農家を守り、国内農業を発展させるための政策に変えてほしい。</p> <p>抜本的な見直しが必要</p>	

受付番号	意見内容	回答
7	<p>戦略的海外ライセンス、こんなものは不必要です。農産物の輸出において、小規模農家がうまくいった例がないからこそなのかもしれませんが、今の日本は小規模農家の集まりで成り立っていることを知っていますか？私達農家から見ると私たちの為にならない事ばかりを進めていく農水省。申し訳ないのですが、全国に農林水産部を置いてあるならば、私たちの事をもっと勉強してください。それが仕事だと思います。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。 優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p>
8	<p>近年、国際的に種苗のあり方が大きな注目を浴びている。「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」でも強調されているとおり、現在、私たちが享受している種苗は長年、世界の農民たちが種採りを重ねてきたおかげで存在している。新品種開発者の独占権である育成者権と農民の権利はバランスさせることが種苗政策の基本である。</p> <p>しかし、近年、特に遺伝子組み換え企業の独占が進み、種苗企業の力が強化される一方、農家の持つ権利が世界的に侵害されてきており、世界的に大きな懸念が生まれている。</p> <p>そのため、国連において、さまざまな条約や宣言の中で、農民が持つ種苗に対する権利は繰り返し、言及されてきた。生物多様性条約(1992/93年)、植物農業遺伝資源条約(2001/04年)、先住民族の権利宣言(2007年)、生物多様性条約名古屋議定書(2010/2014年)、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979/81年)の一般勧告第34号 農山漁村女性の権利(2016年)で農民の権利が強調されるに至っているが、それらはすべて、「小農および地方で働く人の権利宣言」(2018年)にまとめられている。</p> <p>今回、パブリックコメントの対象である「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会(中間報告)(案)」においては、こうした国連で近年強調されてきた農民の権利がまったく配慮されていないと言わざるを得ない。それを正当化するロジックとしては、農民の種苗の権利がなくても、農産物市場が広がれば、おこぼれは農民にも落ちるから、いい、と言っているように思えてならないが、これでは健全な農業は発展することができなくなる。</p> <p>これまでも、農水省は国連の諸条約、権利宣言を受けた施政を行おうとしてこなかったと言わざるを得ない。</p> <p>1998年以来、農水省は育成者権の強化一本槍の政策を続けてきた。しかし、皮肉なことに、その政策とは裏腹に日本で作られる新品種の数は減る一方であった。UPOVの統計を見ると2001年は日本は世界第2位の新品種を作る国であった。しかし、上位国の中では日本のみが新品種開発数が大幅に減り、日本の国際的地位は下がる一方である。農水省の政策は農民の権利を損なうだけでなく、結局は地域の種苗会社を激減させ、地域における種苗の質を落とすことにつながっていると言わざるを得ない。この間、なぜ、この育成者権強化政策がこのような種苗セクターの衰退を招いたのか、農水省は真摯に反省し、育成者権と農民の権利をバランスさせる基本に戻り、政策を根本から再検討することが必要だった。</p> <p>しかし、2020年には種苗法を改正して、さらにこれまでの既存路線である育成者権の強化を図っている。そして、さらに検討会は輸出する種苗に、通常は効力を持つことはない育成者権を実質的に付与するために「戦略的海外ライセンス」なる方法まで提案している。これは育成者権を持つものが、その生産のあり方で規定できる権力を持つことになり、海外の国の人びとの食料主権をも否定することになりかねない。民間企業が特殊なライセンスを作り、そのライセンスにサインした人だけその使用を認めるということであれば私的な契約なので、ありうるかもしれないが、これを日本という国家が提案するということは常軌を逸した行為であると言わざるを得ない。それは到底、海外の国々の人びとにとって受け入れられるものではなく、今後、大きな批判的となるだろう。海外の人びとの食料主権や種子主権を日本はまったく尊重しない国になっていくのだろうか？</p> <p>今後、気候変動がさらに激化するなどが考えられる。南のアジア地域の人びとが長いこと育んできた品種の恩恵なしに日本列島に住む私たちは生き残れないかもしれない。これからは気候危機、生物大量絶滅危機の同時進行という中、国際的に協力こそが求められる時期に、その協力をより困難にするような制度を日本が導入するというのはまったくの愚策ではないか？ 私たちの生存を困難にして、ごく限られた企業の知的財産権だけを強化することが、今求められているのか、大いに疑問である。</p> <p>残念ながら近年、ある育成者権者によって開発された品種で、現在の気候危機に有効な品種は十分出していない。本来、育種(新品種開発)はトップダウンのスタイルではうまく機能しない。しかし、現在の日本の種苗政策では、このトップダウンの姿勢は今後、もっと強化されていくことになるだろう。現場のニーズとのミスマッチも拡大していくことが予想される。この政策がさらに日本の農業の活力を奪っており、新品種の数も減り、種苗企業の数も減り続ける原因になっている。極少数の種苗企業への独占が進み、多様な品種の選択の幅も狭まってしまっている。</p> <p>そもそもタネは地域によって多様化すべきものであり、工業製品とは違って、単一品種を世界各地に広げるようなことはうまくいかない。地域の種苗を地域の農家と共に発展させていくことこそ、めざすべき道であり、育成者権だけをいくら強化しても、さらなる少数の企業の独占を利するだけであり、地域の種苗企業の消滅も阻めず、地域の農業の発展は可能にはならない。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。 優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p> <p>併せて、海外において、無断栽培を差止できるよう品種登録出願を推進することに加え、戦略的なライセンスにより、無断栽培の監視・侵害対応を行う体制を確立し抑止の実効性を高めるとともに、輸出と連携した周年供給の実現を通じた日本ブランドの市場拡大を推進していくことが適当であるとしています。</p>
9	<p>育成者権の尊重は新たに品種開発する意欲と資金体力を損なわない為一定程度必要であるが、本案の内容は育成者と種苗利用者とのバランスを崩すような偏重保護規定を設けることで、育成者の権利ばかりが強まり、更には、将来的な利益の為、特定の品種に限らず遺伝資源の困い込みを助長して農業振興を阻害することを危惧する。</p>	<p>優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p> <p>また、検討会において、オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど海外流出リスクが高まる中、種苗の無断輸出抑止の実効性を高めるためにも、輸出目的で種苗を保管している段階で権利行使、刑事罰の適用が可能となるよう検討すべきとの議論があったことを踏まえ、中間報告に記載しています。</p>
10	<p>反対。農家が大変になって減りそう</p>	<p>優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p>
11	<p>反対。罰則増えたら、農家が減る</p>	<p>優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p>
12	<p>反対。農家の負担を増やさないで</p>	<p>優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p>
13	<p>反対。もっと外資の参入規制して</p>	<p>優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p> <p>また、検討会において、オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど海外流出リスクが高まる中、種苗の無断輸出抑止の実効性を高めるためにも、輸出目的で種苗を保管している段階で権利行使、刑事罰の適用が可能となるよう検討すべきとの議論があったことを踏まえ、中間報告に記載しています。</p>
14	<p>全体的な意見としては、別紙「改正基本法・新たな基本計画に即した優良品種の開発・保護・活用のあるべき姿」にあるように、優良な知的財産権が守られればそのブランド化が推進され、農業者所得につながるという考え方に疑問がある。</p> <p>まるで、裕福層が儲けることで低所得者層にも富が再分配されるトリクルダウン理論のようであり、実際、トリクルダウンは机上の空論であるように、種に特許をかけて守り、農家の自家採種の権利を矮小化することにより、種の自給ができなくなる危険性を孕んだものではないか。知的財産権保護の名目で、種の独占を進める側に加担してしまえば、それこそ有事の際、取り返しのつかないことになろう。</p> <p>今すべきは種の独占ではなく、地域の農業を守ることだろう。日本の農業は保護されすぎて衰退したというイデオロギーが埋め込まれているが、実際は価格支持をほぼ廃止し、保護を受けず競争にさらされている現状がある。食料・農業・農村基本法も、多様な農業の担い手を否定し、大規模かつ効率的な農業経営のみ支援に値するとした。</p> <p>また、稲作の大規模化によりコストを削減し、輸出を促進する向きであろうが、農水省のコメ生産調査でも明確のように、田んぼの大規模化は、コストカットになるどころかコストが増加する。輸出目的に大規模化するのではなく、地域コミュニティの中で持続的に行えて、生物も環境も人も守る農業が続けられるようにすべきだ。有事の際、国民を守れるのは食料だけだ。</p> <p>どうか、種取の権利を農家に戻し、日本の農をグローバルな波にのませるようなことはやめて、真の持続可能な農を取り戻してほしい。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。 優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましいとしています。こうした視点から、検討した優良品種の管理・活用のあり方等について、中間報告案にてまとめています。</p>
15	<p>日本国内の優良品種守る事は賛成です。ただ、その開発技術や利権を海外資本家に奪われないように取り締まりの強化を望みます。</p> <p>日本の農家さんたちの作ったものを日本国民の生活のために提供する事、そこに重きをおいて、余ったら海外に輸出するようにしてください。このところの米不足問題でご理解いただいていると思いますが、食を守る事は国防ですからね。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>

受付番号	意見内容	回答
16	種は農家の物です。政府は本当に日本の未来を考えているのでしょうか？ 新たな種苗法改正には反対です。農業の未来が失われるだけです。政府は本当に何も分かっていません。	ご意見いただきありがとうございます。
17	本中間報告案は、優良品種の管理・活用のあり方等の方向性がきわめて適切に示されており、この中間報告案に沿って今後の優良品種の管理・活用に関する施策を進めていただきたいと存じます。 その上で、表現ぶりについていくつかご配慮いただきたい点がありますので、以下に述べます。 中間報告案では、「知的財産サイクル」について、一部を除き国内での保護・活用しか視野にないように見受けられるが、優良品種の「知的財産サイクル」にはグローバルな視野が不可欠であり、海外ライセンス等も明確に位置付ける必要があるのではないか。	中間報告別紙1-②の図のとおり、戦略的海外ライセンスも、知財サイクルに位置付けています。
18	1.基本的な評価と方向性について 本中間報告案は、優良品種の保護・活用のための知的財産サイクルの確立、品種登録前の保護強化、育成者権の保護拡充、苗木リース方式の導入、オンライン取引への対策など、多面的な制度整備を目指すものであり、全体として高く評価する。特に、品種登録出願件数の減少（過去10年で4割減）に歯止めをかけ、我が国農業の強みの源泉である優良品種を継続的に創出・保護していくための方向性には賛同する。	ご意見いただきありがとうございます。
19	2.知的財産サイクル確立 中間報告では「知的財産サイクル」、商標などを利用したブランド化の重要性が指摘されている。その他の知的財産、例えば特許、不正競争防止法なども組み合わせた知財ミックスでの知的財産サイクルの確立を検討していただきたい。例えば、AIを活用した農業を考えるためには、特許とAIの学習データとなる大量のデータ（限定提供データ、営業秘密）の収集と利用にも着目する必要があると考える。	現場への実装に当たっては、育成者権のほか、商標権、特許権等も組み合わせた知財ミックスも含めた知的財産サイクルの確立を検討してまいります。
20	3.人的体制の整備 農業分野における知的財産サイクルの確立を実現する上で、個別の優良種苗の戦略をトータルデザインし、実際に運用していくための人材の育成や、運用の支援を行える高度支援人材の育成が必要と考える。当該人材の育成については、継続的なケアができる体制の整備や、一定の能力を担保するためのスキル認定制度の導入などについても検討していただきたい。	ご意見として承ります。農林水産省では、農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保を目的とした研修・セミナー開催を支援しています。
21	4.財源の整備 「戦略的な許諾料の設定」として、品種開発投資や知的財産の管理・活用に必要なコストなどについては、種苗の許諾料を充当することを志向するような記載があるが、日本の種苗会社の会社規模は、決して大きくないことを鑑みると実現性に不明な点がある。「知的財産サイクル」を力強く推進するためにも、財源の確保は不可欠であるため、海外で成立している例や、実行性と継続性を感じさせる方策について、引き続き検討いただきたい。	ご意見として承ります。
22	5.育成意欲の向上と出願促進策 新品種出願件数の減少を踏まえ、開発者のモチベーションを維持・向上させるインセンティブ設計が急務である。優秀な開発者が集まり、育成意欲を持続けられるよう、表彰制度、ロイヤリティ収入の透明化、知財ミックス運用体制の構築などを包括的に進めることを期待する。	
23	日本の農産物は高品質のものが多く、世界に誇れるものであるにも関わらず、これまでの優良品種の海外への流出は大変残念であり、何より開発者、生産者の方々の被害は甚大なものと思います。令和6年に食料・農業・農村基本法が改正され、知的財産の保護・活用による農産物の付加価値向上が明記されたことを受け、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することが緊急に求められています。 提案されている知的財産の創出、管理、活用についての制度は、日本の農産物全体の価値を高め、日本の農産物への信頼性が確保されると思います。早急に確立させ、現場への普及定着、国内外へのアピールをしていただく必要があります。加えて、国による支援、知的財産についての生産者、消費者、国民全体の意識醸成が重要です。 最後に このたびは中間とりまとめではありますが、可能な限り早く実行していただくようお願いします。そして、個人、消費者の場合、こうした問題への理解や、制度の周知が遅れがちであることから、広報が重要であり、デジタルプラットフォーム提供事業者による協力、支援に期待します。	ご意見いただきありがとうございます。 検討会においては、対応可能なものから順次速やかに着手していくべきとの議論があったところであり、農林水産省において、具体化に向けた検討を加速するとともに、具体化した際には、広く周知するよう努めてまいります。
24	「知的財産サイクルを確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていく」とあるが、知財権を強化することは全てにおいて逆効果の懸念がある。 ・農業者の所得向上 知財権者は利益を保障される一方、現場の農業者は種苗代金がかさむ上に、栽培に際してもより多くのコストと制約を課されることになる。 ・国内生産基盤の強化 産地ブランド化は生産者の利益確保にとって重要だが、現在は農業者数が減少傾向であり、知財権の強化に偏ることは参入のハードルを上げてしまい、生産にあたる人員そのものが不足しかねない。 ・食料安全保障 せっかくの優良品種も、知財権でガチガチに固められては参入できる農業者自体が一部に留まり、生産量も限定的になる。  今一度、本議論の目的を確認していただきたい。	優良品種の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化、ひいては食料安全保障の強化に貢献することが重要と考えております。
25	日本国内で競わせる分には良いけれど、海外に持ち出される事を考えると、ブランド化路線は経費のムダではないかと思えます。 気候変動に耐えられる様な品種改良は必要だと思えますが、あとは、そこそこ美味しいものを作って、数少ない富裕層にアピールするより、その他大勢の庶民に食べてもらった方が収入が安定すると思えます。 日本の種苗が諸外国に盗まれるのは、彼らにはそれを作れる技量がないからではないでしょうか？日本の農家さんが作った農産物と、海外の農家さんが作った農産物のレベルの差があればある程、盗みに入られるのではないかと考えます。 だとするならば、味に拘った新しい品種を開発するのは、外国人留学生に日本人から集めた血税を貢ぐ様なもの。 ブランド化は、新しい品種が出たり、ブームが去れば、設備投資を回収する事なく売上が下がるというリスクも内包します。その意味でも、人口の少ない富裕層にターゲットを絞るのはリスクが高いと言えます。 同じ品種を育てたとしても、育てる人の力量や、気候や土、水などによって、味に差がつかます。これらの違いだけでも、日本産の農産物は他国産に対抗でき、十分に競争力はあると私は考えます。	ご意見いただきありがとうございます。 優良品種の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化、ひいては食料安全保障の強化に貢献することが重要と考えております。

受付番号	意見内容	回答
26	<p>どんなに法整備をしたとしても、優良農作物の種苗の窃盗や転売は起きると思います。これが日本国外に流れた時、取り締まり術があるならば教えてください。殺人ならいざ知らず、果たして、種苗の窃盗で犯人逮捕に協力してもらえる国はあるのでしょうか？ないとしたら、それは日本人が泣き寝入りするしかないという事を意味するのではないのでしょうか？</p> <p>もしもブランド化戦略を続けるのであれば、「拡大」は諦めねばならないと考えます。、栽培できる範囲を、全員の顔と名前が一致するくらい極狭い地域に絞って、門外不出とし、果実の販路は拡大するにしても、種苗のオンライン販売は以ての外とし、もし外部に転売されたとしても、すぐに犯人が検挙される状態に置かなければ、かろうじてコントロールが可能かもしれません。</p>	<p>検討会においては、海外流出の抑止に向け、農業現場において、種苗の利用を農業者に限定する許諾管理のあり方等について議論が行われ、「優良品種の保護・活用に関する指針（案）」がとりまとめられたところです。農林水産省では、海外における無断栽培を抑止できるよう、海外への品種登録出願を支援しています。</p> <p>さらに、オンライン取引における育成者権の侵害対策のほか、オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど海外流出リスクが高まる中、種苗の無断輸出抑止の実効性を高めるためにも、輸出目的で種苗を保管している段階で権利行使、刑事罰の適用が可能となるよう検討すべきとしています。</p>
27	<p>2020年、種苗法改正により、農家は登録品種の自家採種を原則禁止にされ、莫大な種苗代の負担が増えた。今回さらに育成者権の期間が25年から50年にされ、農家が自由にできるタネは大幅に減ってしまい、さらに利益が減る。</p> <p>また、日本が輸出できない期間だけアジア各国から出荷してもらおう。そんな企業にだけ都合のよい法律でよいのだろうか。</p> <p>なにより、いままで独立していた農家が大企業の契約労働者になってしまう。輸出中心になり、国内向けの生産はおろそかになり、国産の農産物は食べられなくなり、食料を海外の大企業に握られてしまうという国の安全保障としては認められない状況におちいり、認められるものではない。</p>	<p>検討会において、新品種の開発には交配・選抜に多くの期間を要する上、産地化には技術の確立やプロモーション等に多くの投資・期間を要し、品種開発コストの回収に十分な期間となっていないとの議論があったことを踏まえ、育成者権存続期間の延長について検討すべきとしています。</p> <p>また、海外において、無断栽培を差止できるよう品種登録出願を推進することに加え、戦略的なライセンスにより、無断栽培の監視・侵害対応を行う体制を確立し抑止の実効性を高めるとともに、輸出と連携した周年供給の実現を通じた日本ブランドの市場拡大を推進していくことが適当であるとしています。</p>
28	<p>海外への流出防止に期待いたしております。さらに国内であって外国企業、外国資本率が高い企業、あるいは帰化して日が浅い人の企業に対する制限もお願いいたします。</p> <p>著作権や商標権等の権利保持は重要であるものの、国際的なルールの抜け穴を突く人たちが大勢いるのも事実です。良識ある国々との連携等、多層的な対策をお願いいたします。</p> <p>優良品種は、国が国民の共有財産として管理すべきで、企業による独占が行き過ぎないようにお願いいたします。</p> <p>公的機関が開発した品種は、国が権利を保持して、日本の農家の方々が手軽に利用できるようにして、一企業が利益を独占することがないように願います。</p> <p>日本の一般的な品種も、国が国民の共通財産として管理して、一企業が利益を独占することがないように願います。一般的な農家の方々が、自家採種等によって利便性を得たり、自家採取の繰り返しによる優良品種獲得等ができるようにお願いいたします。もちろん企業が独自で開発した品種は、その企業が数十年は権利を保持できるようにすべきと考えております。</p> <p>海外への流出防止に合わせ、農家の方々の利便性（自家採種）確保の両立を強く願っております。公的機関による管理による国益確保、一般農家の方々が企業の利益活動による不利益を被らないように願います。</p>	<p>種苗会社は、外国為替及び外国貿易法の対内直接投資審査制度における指定業種となっています。また、農林水産省では、UPOV条約加盟国やUPOV事務局との協働等を通じて、海外における品種保護環境の整備等を推進しています。</p> <p>日本の優良品種が海外に流出している実態を踏まえ、令和2年に種苗法を改正し、自家増殖について、育成者権者による許諾制としたところです。</p>
29	<p>優良品種の管理・活用のあり方などに関する検討会（中間報告）（案）の項目に沿って生産者の立場からコメントを述べさせていただきます。</p> <p>対応の具体化に向けて（総合的なコメント）</p> <p>一知的財産で生産者をうるおすことは、大規模生産者でも小規模家族生産者でも不可能に近い。理由としては、(i)国内でも国際でも新規登録が認められるのには一般的に時間がかかる。(ii)裁判沙汰になった場合にはさらに時間がかかる。(iii)生産者・消費者ともにリアルタイムで生産・消費を生きていくために繰り返しているわけでこの中には1日でも遅延が入ることは許されない。</p> <p>一盛んに優良品種という言葉が散見されますが、人が生きるために必要な農産品に優良とか不良という格付けができるのでしょうか？輸出品の中に優良自動車とか不良自動車という格付けがないように。この言葉は国語審議会に諮ってはいかかですか。</p>	<p>優良品種の開発・保護・活用の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化、ひいては食料安全保障の強化に貢献することが重要と考えております。</p> <p>優良品種の定義については、優良品種の保護・活用に関する指針（案）P1に「多収性、高温耐性等気候変動に対応した品種や市場価値の高い品種など生産者・消費者ニーズに対応した品種」を例示として記載しており、具体的な品種の該当性の判断は、品種育成者において行われることを想定しています。</p>
30	<p>来年上程予定の種苗法再改正に反対です。</p> <p>生産者が種苗の決定権を行使できること、どんな種苗にしていくのか、種苗政策決定に加われることを保障されることが不可欠です。合わせて農作物を口にする消費者にも決定権があり、政策決定過程に加われることを保障されることが不可欠です。</p> <p>自家採取を封じられた場合、必ず企業が販売する種苗を購入する必要があります。それは現在でも低所得で農業に従事している農家のコストを圧迫することになるでしょう。ただし、所得保障をするから遺伝子組み換えの種苗を購入するようにと誘導された場合、それは生産者を保護するようていて、選択権の喪失を意味し、消費者の存在は無視されることになります。</p> <p>国民が安全で十分な食を保障されること、そのためにはこれまでの種苗（タネ）が守られることが必要です。現在の減反や輸出といった国内への流通を減らすことへの補助金と合わせ、種苗法再改正は亡国の道だと考えます。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>農業振興を図るためには、優良品種を早期に普及していくことが重要である一方、過去、十分な管理が行われなかったために海外に流出し、輸出先での競合等国内農業振興にも悪影響が生じる事態も発生していることから、保護を図りつつ普及していくための管理のあり方について、生産者団体等にも有識者委員としてご議論いただきながら優良品種の保護・活用に関する指針（案）の内容を検討してきたところです。</p> <p>また、品種の管理については、全品種に一律に適用するものではなく、品種の評価を行い、費用対効果を踏まえてその水準を決定する旨を記載しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、農業現場の実態に合わせた導入・実装がなされるよう推進してまいります。</p>
31	<p>案は、全体に企業型の農業を推進し、輸出を拡大する方向になっていると思います。</p> <p>しかし、現在の米不足、農業従事者の激減など日本の農業の課題を根本的に、そしてなるべく早期に解決していくための制度設計にはなっていません。</p> <p>土壌を健全に保つ、有機・無農薬の環境保全型農業、小農・家族農を支える直接支払制度、輸出入に頼るのではなく食糧自給型の食の安全保障こそ、計画を立てて着手して欲しいと思います。</p>	<p>我が国農業競争力の源泉は優良な品種をはじめとする知的財産であり、我が国農産物の輸出拡大等を図るためには、その戦略的な保護・活用を通じた農産物の付加価値向上と新たな優良品種の開発をさらに加速化していく必要があります。令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献するため、「知的財産サイクル」の確立に向けた検討結果を中間報告案としています。</p>

受付番号	意見内容	回答
32	何時も思うのですが貴方がやる事は信じられないです国民の為とか言いながら農家を虐め罰金などを取り返める。きちんとして日本国民を守る事をして下さい。ブランドなど要らない。安心安全な食糧を提供できる様に農家にきちんと支援して下さい。	優良品種の開発・保護・活用の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化、ひいては食料安全保障の強化に貢献することが重要と考えております。
33	2020年の種苗法の改定で、登録品種を自家採取する権利が認められなくなって、気候変動の中で多くの農家が（うちも農家です）、多様で自由な対策が立てられず困っています。毎年の食料を確保することすら難しくなっています。日本国内での自給ができないのです。農産物輸出と知財権を強化すれば農業はうまくいくのでしょうか。「優良な品種の知的財産権が守れば、そのブランド化が推進され、それは農業者の所得向上につながる。」しかし、その実現のためには、さらに農家のタネを制限することになり、農業のあり方は育成者権を握るものによって大きく左右されることになります。ますます作りにくくなるのです。また、いっぽうで、国内で十分食べられていない人もいます。農産物輸出拡大？ いま日本は、食料の自給率を向上させること、地域の食をどう守るかが、国民が飢えないための最重要課題です。今のままでは農家がなくなる、農家が、農村が消滅するのが見えています。農業の強化、農業をあきらめざるをえない人、農業に参入したいのにできない人たちのことに取り組むのが農水省の役割ではないのでしょうか。	
34	輸出をどうこうよりも国内で食料が不足することがないように地域農業の強化などをして食料の自給率を向上するようにしましょう。	我が国農業競争力の源泉は優良な品種をはじめとする知的財産であり、我が国農産物の輸出拡大等を図るためには、その戦略的な保護・活用を通じた農産物の付加価値向上と新たな優良品種の開発をさらに加速化していく必要があります。令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献するため、「知的財産サイクル」の確立に向けた検討結果を中間報告案としています。

#### 中間報告（案）（オンライン）

受付番号	意見内容	回答
35	1) 優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会（中間報告）（案） 7ページ (イ)オンライン販売時の小売事業者の種苗業者届出の義務付け 種苗業者(指定種苗の販売を業とする者)には農林水産大臣に届出を行う必要があるが、小売事業者(種苗業者以外の者だけに直接種苗を販売する者)にはこの義務を課していない(種苗法第58条、種苗法施行規則第22条第2項)。 ⇒具体的な内容は決定されていない事項ですが、オンラインの販売だけでなく、小売事業者(種苗業者以外の者だけに直接種苗を販売する者)も義務の対象になると仮定しております。そうなった場合、業界団体を通じてまとめて届出を行うことができることを要望いたします。  2) 法的事項分科会 これまでの議論の整理と対応方向(中間報告) 7ページ (ア)オンライン販売における指定種苗表示の義務付け 販売する種苗の現物にのみ表示事項の添付が求められているが、オンラインサイト上での指定種苗表示の義務付け、需要者が種苗購入時に品質等を容易に識別できるよう、オンラインにおいて種苗を販売する際に、種苗の現物だけでなく、オンラインサイト上にも種苗業者名、品種名、発芽率等の表示を義務付けることを検討すべきである。 ⇒販売用のロットが複数ある場合、オンライン上では実際の発芽率(〇〇%)を表示することは難しく、正確な発芽率は種苗の現物に表示されていることを前提にオンライン上では〇〇%以上といったような表示が現実的ではないかと考えております。一方でオンラインで販売している個人が適当な発芽試験結果を表示する可能性もあり(10粒程度の検査結果を表示するなど)、発芽率の表示を義務付ける場合には検査方法についてもある程度指針を出す必要があるかと考えております。  以上、意見をお送りさせていただきます。よろしく願い申し上げます。	・オンライン販売時の小売事業者の種苗業者届出の義務付けについては、有識者検討会においては、種苗に問題が発生した際に販売元の把握が困難なオンラインでの匿名販売を想定した議論が行われました。具体化を検討する際には、ご意見を踏まえて検討してまいります。 ・オンライン上における指定種苗制度の表示義務の具体化を検討する際には、ご意見を踏まえて検討してまいります。
36	優良品種の管理・活用のあり方などに関する検討会（中間報告）（案）の項目に沿って生産者の立場からコメントを述べさせていただきます。 オンライン取引などの増大に伴う新たな課題への対応 (1) 新たな侵害・流出リスクへの対応 ーオンラインでの対応は現実的に不可能である。オンラインでの麻薬とりしまりができているのか？ (2) 不適正な種苗の流通防止への対応 商法でオンライン取引をやめさせることは不可能と考える。	ご意見いただきありがとうございます。検討会の中間報告（案）にある「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応」を踏まえ、今後、実効的な対応策を検討してまいります。
37	無断海外流出等の不正を防ぐため、販売者不明への対応だけでなく、購入者の身元確保のための方策も検討すべき。	流通過程において侵害行為やその疑義があった場合にこれらを確認できるよう、中間報告（案）P6 II ii) ②（ウ）の登録品種販売時の顕名表示について記載されており、今後、具体化に向けて検討していきます。
38	・本検討会の中間報告には、プラットフォーム事業者に対して直接または間接的に大きな影響を与える内容が含まれています。しかし、当事者であるプラットフォーム事業者が必ずしも情報を十分に得ていない状況で議論が進められ、意見が真摯に反映されない形で中間報告案が取りまとめられたと認識しています。具体的な制度の検討にあたっては、当事者である事業者が単なる意見聴取ではなく、常時議論に参加できる立場を設定していただきたいです。	ご意見を踏まえ、中間報告P7の3対応の具体化に向けては「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者と継続的な議論を行っていくべきである。」旨を追記しました。対応の具体化に向けては、関係者のご意見を伺いながら検討してまいります。
39	・2ボツの記載内容は「権利侵害疑義品」に対する対応の課題であると理解していますが、課題の一要素として「出品画面等の外見からは出品者の協力なくして育成者権侵害の有無を判断することは困難(p5)」とされていることは論理矛盾を含んでいるのではないのでしょうか。権利侵害を“確定”することが困難であることは理解しますが、どのような場合に「権利侵害の疑い」が生じるのかを類型化し、それらの類型に対する対応策を整理する必要があるのではないのでしょうか。権利者側の主張があれば直ちに「権利侵害疑義品」となる仕組みでは、出品者と権利者の間の均衡を欠き、出品者の営業の自由を不当に侵害する違憲な仕組みとなる恐れがあります。	検討会においては、出品画面等から侵害の蓋然性が高いと判断される例が議論され、類型化できるものについては、農水省からプラットフォーム事業者に提示することとされています（中間報告案P5※）。他方、出品画面等の外見からは侵害の有無を判断することが困難な場合について、出品者への問い合わせやアクセスを可能とするための対応等についても議論されたところであり、その対策も示されています。具体的な出品取下げ等の対応については、ご意見を踏まえて、関係者と議論しながら検討してまいります。

40	<p>・「プラットフォーム事業者において、品種名称の表示方法をプラットフォーム事業者の規約に位置付け、規約において品種名称の明示を求めるとともに、不適切な名称を規約違反として出品の停止等の措置を講ずるようになることが望ましい。（p5）」「プラットフォーム事業者において、育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化に向けて、以下の措置を講ずるようになることが望ましい。（p5）」という記述について、これはプラットフォーム事業者に対する義務付けを視野に入れたものでしょうか。もしそうであるなら、経済産業省所管の取引透明化法や政府全体の議論・政策思想と大きく乖離しているのではないのでしょうか。</p> <p>・また、上記記述について、主語がプラットフォーム事業者であるため、出品者の属性に関する限定がないようですが、純粋個人による出品についても規制対象となるのでしょうか。純粋個人による出品を過度に規制することは、家庭菜園の文化やそれを通じた農林水産業への理解増進を大きく損なう恐れがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>・中間報告P5の記載は、プラットフォーム事業者への義務付けではなく、協力依頼を念頭に議論されたものです。</p> <p>・種苗法においては、個人的・家庭的利用のような譲渡を伴わない利用を除き育成者権が及ぶこととされており、フリマサイトに無許諾で登録品種の種苗を出品する行為は譲渡を伴う利用であることから、個人であっても育成者権が及びます。</p>
41	<p>・「育成者権者から以下の旨申立があった際に、権利侵害の蓋然性が高いとして出品削除することを規約に規定すること。※具体的内容は農林水産省からプラットフォーム事業者に提示（p5）」という記述について、具体的内容が伏せられたままでの意見公募は実質的な意見を述べる機会が与えられているとは言えないのではないのでしょうか。当該具体的内容を示した上で、改めて意見公募を行う必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>侵害の蓋然性が高いと判断できる具体的な出品態様や説明文の記載例について掲載すれば、育成者権侵害を企図する者に対し、侵害とみなされないようにするための出品方法を提示することになりかねないため、公表を控えています。今後の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者に対しては具体的な内容を提示し、検討を進めてまいります。</p>
42	<p>・業認定のガイドラインの策定にあたっては、関係者と十分な議論の上で検討していただきたいです。また、当該ガイドラインの運用については、実態や他法令での運用から乖離しないよう留意すべきです。</p>	<p>種苗法における「業」の考え方については、種苗法の趣旨や運用をもとに記載していますが、出品の態様に基づく具体の事例への当てはめ・運用については、プラットフォーム事業者等の関係者とも議論しながら検討してまいります。</p>
43	<p>・「種苗のオンライン販売の特殊性等に鑑み（p6）」という記述がありますが、特殊性は具体的に何を指しているのでしょうか。種苗に限らず、オンライン販売と実店舗での販売形態の差異ではなく、種苗固有の特殊性があるとすれば、それは何でしょうか。仮に、種苗に限った特殊性がないのであれば、種苗を他の知的財産と異なった対策を講ずべき立法事実を欠くのではないのでしょうか。</p>	<p>種苗の特殊性としては、一般消費者を含め誰もが比較的容易に入手し無限に増殖することが可能であること、外観から侵害を判断することが難しいことがあげられます。このため、CtoCプラットフォームにおける権利侵害が起こりやすく、その対応が難しいということを前提に、検討会において種苗独自の対策の必要性が議論されました。</p>
44	<p>・「プラットフォーム事業者において、育成者権者から補償金請求権の行使に必要となる品種登録出願中の無断利用の警告について出品者に伝える、侵害が疑われる場合には販売後であっても育成者権者からの警告を伝えるといった措置を講ずるようになることが望ましい。（p6）」という記述について、自身の権利発生要件を第三者に委ねることは法的に可能なのでしょうか。また、ここでいう「プラットフォーム事業者の伝達」は、法的に「警告」としての要件を満たすのでしょうか。</p>	<p>プラットフォーム事業者において、育成者権者から補償金請求権の行使に必要となる品種登録出願中の無断利用の警告について出品者に伝える場合において、警告の主体は出願者であり、プラットフォーム事業者は出願者からの警告を伝える手段を提供しているにすぎないと整理出来ると考えられますが、具体化に向けては、ご指摘の点も踏まえて検討してまいります。</p>
45	<p>・指定種苗に係る対策の議論において「農業生産にも悪影響のリスクが発生（p7）」という記述がありますが、これ以上の立法事実に係る記述が確認できません。その後に記述される具体的な対策との関係では「農業生産の悪影響のリスク」を具体的に示した議論が行われるべきではないのでしょうか。</p>	<p>検討会においては、農業者もオンラインサイトで種苗・資材を購入することが増えてきている状況や、家庭菜園と農業現場が隣接している例が多くあり、家庭菜園において病害に侵された種苗が利用されることで農業現場にも病害が入り込んで蔓延し農業生産に悪影響を与えるリスク等について議論が行われました。また、種苗会社においては精選・調整や温湿度管理を行い、出荷前に発芽率を検査するなど厳格な品質管理を行った上で種苗を流通させている一方、CtoCプラットフォームにおいて品質が明らかではない種苗が流通することへの懸念について議論が行われました。今後、対応の具体化に向けては、ご意見を踏まえて検討を進めてまいります。</p>
46	<p>・「オンラインサイト上での指定種苗表示の義務付け、需要者が種苗購入時に品質等を容易に識別できるよう、オンラインにおいて種苗を販売する際に、種苗の現物だけでなく、オンラインサイト上にも種苗業者名、品種名、発芽率等の表示を義務付けることを検討すべきである。（p7）」という記述が想定している、表示されるべき種苗業者名は、当該商品たる種苗を生産した業者名か、あるいは、オンラインサイト上で出品している者の名称か、いずれを想定しているのでしょうか。仮に、出品者を想定している場合、当該商品たる種苗に係る全ての責任を負いきれるわけではない立場の出品者の名称を書かせることで、消費者が無用に混乱することも想定されるのではないのでしょうか。加えて、本記述では、匿名販売などの限定は付されていないことから、直販ECのような形であっても、当該義務付けとすることを想定した記述との理解でよいのでしょうか。</p>	<p>指定種苗制度において表示されるべき対象となる種苗業者は、表示について責任を負う者であり、具体的には、種苗の生産や調整を行った者が想定されます。また、匿名販売かどうかを問わず、オンライン取引が対象になると想定されますが、今後、具体化に向けて検討を進めてまいります。</p>
47	<p>・小売業者に種苗業者の届出義務が課されていない理由に関し、「種苗に問題が発生した際に容易にその販売元を把握できるという考え方による（p7）」という記述がありますが、当該考え方はこれまで公表・明示されたものなののでしょうか。</p>	<p>「種苗に問題が発生した際に容易にその販売元を把握できるという考え方」は、種苗法の逐条解説等で示しております。</p>
48	<p>・「報告徴収命令を関連事業者に拡大（p7）」という記述について、具体的に想定される「関連事業者」と、それらに対して求めることが想定される情報類型は何でしょうか。</p>	<p>「報告徴収命令を関連事業者に拡大（p7）」の「関連事業者」について、具体的には、種苗販売を仲介する者や種苗取引の場の提供者等が想定されます。報告徴収命令が想定される場合、例えば表示義務違反が疑われる種苗販売者に対し行政が是正措置を行うために必要な情報が想定されます。</p>
49	<p>8.オンライン販売への対応と品種同定技術  オンライン取引の拡大により、不正種苗の流通リスクが増している。出品者責任（結果責任）や、DNA分析、ICチップ等を活用した技術的対応の整備が急務である。正規証明書の発行・管理システム導入によって、適法種苗のトレーサビリティ向上を図るべきと思考する。  それでも、不法種苗の売店が止まらないようであれば、不法種苗のまん延という負のリスクの大きさにかんがみ、種苗そのもののフリマ扱いを禁止し、代わりに、種苗の適正な流通を確保するために、種苗交換所・種苗販売所開設することも検討すべきと考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
50	<p>・「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会（中間報告）（案）」7ページの「(イ)オンライン販売時の小売業者の種苗業者届出の義務付け」について  小売業者の種苗業者届出に関する事務手続軽減のため、当協会のような全国団体の会員が全国団体を通じて届出できるようにしていただきたい。</p> <p>・「法的事項分科会 これまでの議論の整理と対応方向(中間報告)」7ページの「(ア)オンライン販売における指定種苗表示の義務付け」について  オンライン上で実際の発芽率（〇〇％）を表示することは難しいので、発芽率は種苗の現物に表示されていることを前提にオンライン上では〇〇％以上といったような表示とするのが現実的ではないか。一方で、フリマサイトで販売している個人が適当な発芽試験結果（10粒程度の検査結果など）を表示する可能性があるため、発芽率の表示を義務付ける場合には検査方法についても、指針等で基準を示すべきではないか。</p> <p>・「業として」の判断基準について誤解がないよう、ガイドラインの周知を出品者等に対しても、広くお願いしたい。また、ガイドラインに加えて、具体的な事例集やQ&amp;A形式など更に具体的な運用指針の策定を要望する。特に、刑事罰の条項については、誤解が大きな問題になり得ることを考慮していただきたい。</p>	<p>・オンライン販売時の小売業者の種苗業者届出の義務付けについては、有識者検討会においては、種苗に問題が発生した際に販売元の把握が困難なオンラインでの匿名販売を想定した議論が行われました。具体化を検討する際には、ご意見を踏まえて検討してまいります。</p> <p>・オンライン上における指定種苗制度の表示義務の具体化を検討する際には、ご意見を踏まえてを検討してまいります。</p> <p>・ご意見を踏まえ、種苗法の表示制度に係る「業」のガイドラインを策定・公表するに当たっては、広く周知を行うとともに、農水省HP等への記載についても検討してまいります。</p>

受付番号	意見内容	回答
51	<p>2 オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応  (1) 新たな侵害・流出リスクへの対応</p> <p>オンライン取引等の増大に伴う新たな課題として、販売品が、申立者が育成者権を有する品種であることを示すことが困難、無断販売であることを示すことが困難、侵害疑義品を販売している者が誰かわからない、品種登録出願中の品種に対する保護や権利侵害疑義品を既に販売してしまった者への対応、が示されています。</p> <p>オンライン取引においては、消費者は商品の表示でしか判断ができません。登録品種を販売するのであれば、販売者情報の明示は当然のことと考えます。偽ブランド購入被害の未然防止、拡大防止をする必要があります。同時に、販売者情報のない登録品種は販売しない、購入してはいけない、ということが周知されることが重要です。そのためには、デジタルプラットフォーム提供事業者の協力が必須です。規約に明示し、監視し、違反があれば削除等を速やかに行うことが求められます。</p> <p>匿名性をメリットとする個人間売買においても、登録品種を販売する際に、知的財産の確保、偽ブランド被害の防止、社会への影響等、優先すべきことを考えれば、販売者情報を明示することは必要です。</p> <p>(2)不適正な種苗の流通防止への対応</p> <p>オンライン取引が拡大する状況において、指定種苗制度において、現物だけでなくオンライン取引上の商品にも表示することは当然必要です。表示されていなければ、購入者は判断できません。オンライン販売における指定種苗表示の義務付け、小売事業者の種苗業者届出の義務付け等、指定種苗制度の改正が必要です。加えて、デジタルプラットフォーム提供事業者による規約の明示、利用者への周知徹底、監視、発見時の措置が求められます。</p> <p>その点、このたびの「指定種苗の対象は「業として」種苗を販売する者であり、この「業として」については、どのような場合を想定しているのか、農水省においてガイドラインを公表すべきである」ということを受けて、種苗法の表示制度に係る「業」のガイドラインを策定したことは大変有益です。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。  中間報告に記載された対応の具体化に向けて、検討を進めてまいります。</p>
52	<p>違法取引が繰り返し発生するフリマサイト運営に対して、業務改善命令を出せるようにするなど犯罪の温床になる場所を厳しくすべき。</p>	<p>フリマサイトにおける育成者権を侵害する出品を実効的に抑止できるよう、プラットフォーム事業者とも連携して対応することを検討してまいります。</p>
53	<p>オンライン取引において許諾のない者が登録品種を販売しているのであれば、許諾を得ているかの確認をせず取引させているプラットフォーム事業者も種苗法違反に加担しているといえる。オンライン取引において種苗の品種名を伏せて取引を行っている事例があるとのことですが、指定種苗の表示義務があるためその事例に関しては種苗法違反の対象となると考える。ある育成者権者の育成果樹品種については苗木1本につき1枚果樹種苗協会発行のロットナンバーが入った証紙が添付義務となっている。そのことも周知徹底するべき。(そもそも証紙添付無き登録品種の苗木は違法と考えられる。)</p> <p>ある育成者権者では自家栽培向け増殖を認めたが、その申請時に証紙番号を確認しないとのことで、正規購入した証明を求めないことも問題であるとする。(違法に入手した苗木からでも申請すれば自家栽培向け増殖可能な仕組みとなっている。) ある育成者権者では自家栽培向け増殖したものを圃場に掲示させるとのことだが、それにより穂木の盗難リスクは増すと考える。(名札を付けたまま苗木を植えておいて苗木自体が盗難にあったという話はよく耳にする。) それよりも列植図を提出させた方が確認をする際にも役立つと考える。</p>	<p>オンライン取引における無許諾の登録品種の販売に係るプラットフォーム事業者の取扱いについては、ご意見として承ります。</p> <p>指定種苗制度に基づく表示義務は、現物のみが対象となっていることから、検討会においては、オンライン取引においても品種名等の表示義務を拡大することについて議論が行われ、中間報告(案) P7にも記載しております。</p>
54	<p>1 中間報告書案の記載  P5 2無断販売であることを示すことが困難  (ア)育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化</p> <p>プラットフォーム事業者において、育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化に向けて、以下の措置を講ずるようになることが望ましい。</p> <p><b>意見</b>  (総論的意見)</p> <p>意見公募の手続きを行っていただけることは感謝しており、事案の性質上、ある程度非公開で議論が行われるのは理解できる。</p> <p>しかしながら、国民・関係事業者に新たな規制を課すような内容にもかかわらず、その検討・検証に関係事業者や団体が委員等に入っておらず、具体的にどのような議論が行われて本件報告書案に至ったのか検証・議論を行うことができないのは問題であるとする。</p> <p>必要ならば秘密保持契約等の措置を講じる等して、より幅広い主体が議論に関与できるようにすべき。</p> <p>特にP5のようにプラットフォーム事業者への期待を一方向的に記載するのであれば、より現実的・効果的な方策実現のために、なおさら関係事業者・団体による議論の参画が必要ではないか。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。  ご意見を踏まえ、中間報告P7の3対応の具体化に向けてに「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者と継続的な議論を行っていくべきである。」旨を追記しました。対応の具体化に向けては、関係者のご意見を伺いながら検討してまいります。</p>
55	<p>2 中間報告書案の記載  「オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど」 (P4)  「コロナ禍以降の種苗のオンライン取引の増大」 (P4)  「適正な表示が行われていない種苗の流通が拡大しており、こうした種苗の是正も担保できないため、農業生産にも悪影響のリスク」 (p7)</p> <p><b>意見</b>  (立法事実の検証)</p> <p>今後、仮に法令の制定改廃等の規制を行うことが念頭におかれているならば、報告書の中において関係者が検証できるように定量的・定性的なデータや具体的な事例を脚注等でお示しいただきたい。</p>	<p>検討会においては、農業者もオンラインサイトで種苗・資材を購入することが増えてきている状況や、家庭菜園と農業現場が隣接している例が多くあり、家庭菜園において病害に侵された種苗が利用されることで農業現場にも病害が蔓延し農業生産に悪影響を与えるリスク等について議論が行われました。また、種苗会社においては精選・調整や温湿度管理を行い、出荷前に発芽率を検査するなど厳格な品質管理を行った上で種苗を流通させている一方、CtoCプラットフォームにおいて品質が明らかではない種苗が流通することに対して議論が行われました。今後、対応の具体化に向けては、こうした事実や実際のリスク等も踏まえて検討を進めてまいります。</p>
56	<p>3 中間報告書案の記載  P5 2 無断販売であることを示すことが困難  (ア)育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化</p> <p>イ アに該当しない場合であっても、自身が権利を有する品種が販売されているとする育成者権者から出品削除の申立があった際には、出品者に出品を削除する旨の照会を行い、7日経過後でも削除に同意しない旨の返信が無い場合には削除する旨をプラットフォーム事業者の利用規約に規定すること</p> <p><b>意見</b>  (違法性の認定の困難さ)</p> <p>そもそも「返信がないこと＝違法な出品である」というロジックの成立は無理があるように思われる。</p> <p>そのような中で、仮にプラットフォーム事業者が左記のように規約やガイド等に記載したとしても、出品者の権利を不当に侵害するものと解され、またそのような規約・ガイド自体の適法性も問われる可能性もあると史料。</p> <p>このような画一的な手続きを導入するのではなく、どのような場合に『権利侵害の蓋然性が高い』と判断できるのか、客観的で実行可能な基準が示されれば、それに基づいた迅速な対応は可能である。</p>	<p>検討会においては、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」第3条第2項第2号に準じ、自身が権利を有する品種が販売されているとする育成者権者から出品削除の申立があった際には出品者に出品を削除することに同意するかどうかの照会を行い、7日経過後でも削除に同意しない旨の返信がない場合には削除する旨をプラットフォーム事業者の利用規約に規定することについて議論が行われたところであり、返信がないこと＝権利侵害との前提を置いたものではありません。このことを明確にするため、中間報告案P6の記載を「出品者に出品を削除することに同意するかどうかの照会を行い」と修正します。</p>

受付番号	意見内容	回答
57	<p>4 中間報告書案の記載</p> <p>P6 3 侵害疑義品を販売している者が不明であることへの対応</p> <p>(ア)発信者情報開示請求の要件の緩和</p> <p>情報流通プラットフォーム対処法第5条においては、オンライン上での権利侵害時の発信者情報の開示請求権を定めている。</p> <p>種苗のオンライン販売形態での権利侵害については、上述のような種苗のオンライン販売の特殊性等に鑑み、種苗法等において、種苗の販売におけるプラットフォーム事業者による発信者情報の扱いについて独自の取り扱いができないか可能性を探ることも有用である。</p> <p><u>意見</u></p> <p>(発信者情報開示制度における個人情報・プライバシーの尊重)</p> <p>「登録品種の名称使用時の立証責任の転換」(P5)と比較して「発信者情報開示請求の要件の緩和」(P6)については違法性が立証されていない事象に係る個人の情報がいたずらに開示されうるおそれがあるものであり、国民のプライバシー・個人情報保護の観点からより一層慎重な検討が必要な事項と考える。</p>	<p>・検討会においては、種苗のオンライン販売形態での権利侵害については、種苗の増殖自体は容易である反面、出品画面等の外見からは出品者の協力なくして育成者権侵害の有無を判断することは困難であることから、権利救済の必要性が高いこと、また、情報流通プラットフォーム対処法が被害者救済と表現の自由の保護とのバランスを図ることを目的としているのに対し、種苗の出品は純粋な経済行為であるから育成者権侵害事案については権利者保護を厚くすることもあり得ることを踏まえ、「情報流通プラットフォーム対処法」第5条の取扱いについて、種苗のオンライン販売の特殊性等に鑑み、種苗の販売におけるプラットフォーム事業者による発信者情報の扱いについて独自の取扱いができないか可能性を探ることも有用とされたところ です。具体化に向けては、ご意見を踏まえて検討してまいります。</p>
58	<p>5 中間報告書案の記載</p> <p>P6 4 品種登録出願中の保護等への対応</p> <p>プラットフォーム事業者において、育成者権者から補償金請求権の行使に必要となる品種登録出願中の無断利用の警告について出品者に伝える、侵害が疑われる場合には販売後であっても育成者権者からの警告を伝えるといった措置を講ずるようになることが望ましい。</p> <p><u>意見</u></p> <p>(出願者自身による対応可能性の検討)</p> <p>当該出品物が出願者の出願している品種かどうかの判定がプラットフォーム事業者には困難ではないかと考えられる。</p> <p>なお、そもそも権利が確定したわけではなく、取り下げや却下の可能性があることにも留意が必要。</p> <p>まずは出願者自身による対応可能性を検討すべきではないか。</p>	<p>・種苗法においては、品種登録出願中に警告をすれば品種登録後に補償金が請求可能ですが、匿名取引においては出願者が出品者にアクセスすることが困難であることから、検討会においては、出願中の品種の無断販売への対応として、プラットフォーム事業者において、育成者権者から補償金請求権の行使に必要となる品種登録出願中の無断利用の警告について出品者に伝える、侵害が疑われる場合には販売後であっても出願者からの警告を伝えるといった対応の必要性が議論され、中間報告(案)にその旨を記載しています。なお、出願品種は、官報において出願公表がされています。</p> <p>・具体化に当たっては、ご意見も踏まえ関係者と議論しながら、検討を進めてまいります。</p>
59	<p>6 中間報告書案の記載</p> <p>P7 (2)不適正な種苗の流通防止への対応</p> <p>(ウ)指定種苗制度における「業」のガイドラインの公表</p> <p>指定種苗の対象は「業として」種苗を販売する者であり、この「業として」については、どのような場合を想定しているのか、農水省においてガイドラインを公表すべきである(「ガイドライン」案、別紙3)。</p> <p><u>意見</u></p> <p>(ガイドライン策定に係るプロセスの公平性・透明性の確保)</p> <p>種苗法において「業」の定義が不明確であるところ、趣味で家庭菜園を営んでいるようないわれなき「個人」が安心して種苗の取引を行うことができるようになるために、その定義・運用のガイドラインを作成すること自体は賛成。</p> <p>ただし、当該ガイドラインについては行政等の限られた関係者でのみ策定されるべきではなく、実際にその影響が及ぶ売買されるオンラインのプラットフォーム事業者や消費者も参画した形で策定されるべきであり、その策定プロセスの公平性・透明性を確保していただきたい。</p>	<p>・種苗法における「業」の考え方については、種苗法の趣旨や運用をもとに記載していますが、出品の態様に基づく具体の事例への当てはめ・運用については、プラットフォーム事業者等の関係者とも議論しながら検討してまいります。</p>
60	<p>7 中間報告書案の記載</p> <p>P7 (2)不適正な種苗の流通防止への対応</p> <p>(ウ)指定種苗制度における「業」のガイドラインの公表</p> <p>指定種苗の対象は「業として」種苗を販売する者であり、この「業として」については、どのような場合を想定しているのか、農水省においてガイドラインを公表すべきである(「ガイドライン」案、別紙3)。</p> <p><u>意見</u></p> <p>(ガイドラインの運用に係る適正手続きの確保)</p> <p>本件ガイドラインが策定されたとしても、実際の「業」認定は主務官庁が行うこととなると思われる。</p> <p>その際に恣意的・一方的な認定や法の執行が行われないように、オンラインプラットフォーム事業者等の自主性を尊重し、また、無垢な個人が一方的に刑事的な処罰に問われないように、その適正な運用が図られる必要がある。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、適正な運用に努めてまいります。</p>
61	<p>8 中間報告書案の記載</p> <p>P7 (2)不適正な種苗の流通防止への対応</p> <p>(エ)指定種苗制度に関する法執行の実効性の強化</p> <p>オンライン取引を含めた指定種苗の法執行を強化するため、報告徴収命令を関連事業者に拡大するとともに、立入検査の導入を検討すべきである。</p> <p><u>意見</u></p> <p>(報告徴収命令や立入検査の対象、内容、運用、効果・目的が不明確であること)</p> <p>報告徴収命令や立入検査の対象、内容、運用、効果・目的が明確でなく、行政機関の権限の濫用で関係事業者の経済的自由が過度に侵害されるおそれがあるところ、慎重な検討が必要ではないか。</p> <p>例えば、植物防疫法における立入検査は、国の農業や生態系に壊滅的被害をもたらしうる緊急性の高い法益を保護するためのものである。これに対し、種苗の表示義務違反等は是正という目的のために、同様に強力な権限を付与することの必要性・均衡性には大きな疑問がある。</p> <p>また、虚偽表示等には既に刑事罰規定(種苗法第71条)が存在し、悪質な場合は警察による捜査(令状に基づく捜索差押等)が可能であり、行政機関に新たな強制力を伴う権限を創設する必要性は低いのではないか。</p>	<p>・検討会においては、指定種苗制度の運用の実効性を担保し、法執行を強化するため、報告徴収対象を「関連事業者」に拡大するとともに、立入検査の導入を検討すべきことについて議論が行われ、中間報告(案)に記載しています。</p> <p>・具体化に向けては、ご意見を踏まえて、どのような措置が必要か検討を進めてまいります。</p>

受付番号	意見内容	回答
62	<p>9 ガイドライン案（別紙3）</p> <p>P1 偶々発生した余剰種苗を一度限り近隣に譲渡する場合には、種苗の最終消費者に対し、対面で直接、登録品種である旨や種苗の品質の伝達が可能であることから、表示義務の対象外</p> <p><b>意見</b></p> <p>（オンライン個人間売買における指定種苗の表示義務について個人の経済的自由の確保の観点からよりバランスの取れた基準・運用とするべき）</p> <p>指定種苗制度は、「種苗についてその外観による品種、発芽率等の品質や生産地の識別が困難であることから、農業生産上重要と考えられる植物や植物の形態を指定し（指定種苗。法第2条第6項参照）、適正な表示等を種苗業者に義務付けることにより、種苗の品質等の識別を可能とし、種苗の流通の適正化を図るとともに、種苗の需要者である農業生産者を保護することを目的とする」（『逐条解説 種苗法 改訂版（編著者名 農林水産省輸出・国際局知的財産課／編著、2022/08、株式会社ぎょうせい）』P261）ものとされており、</p> <p>また、指定種苗の表示義務を定める種苗法第59条は「種苗が外観による品種、発芽率等の品質や生産地の識別が困難であることから、種苗の需要者の保護を図るため指定種苗について一定の事項の表示を種苗業者に義務付け、その表示がされていない指定種苗を販売してはならないことを定めている」（『逐条解説 種苗法 改訂版（編著者名 農林水産省輸出・国際局知的財産課／編著、2022/08、株式会社ぎょうせい）』P266）とされている。</p> <p>これらを鑑みるに指定種苗制度・その表示義務は種苗の需要者としてプロである農業生産者の保護を念頭に置いたものとして理解できる。</p> <p>そもそもそのようなプロの農業生産者は種苗の卸・専門店・JA等から生産用の指定種苗を調達していると考えられ、オンラインでの個人間取引での指定種苗の調達は想定されないのではないか。</p> <p>一方で、コロナ禍を経て電子商取引の発展により、個人による家庭菜園の関心が増大しているという話もある。農業従事者の著しい減少及び急速な高齢化を踏まえると、このような家庭菜園の振興引いては農業への関心拡大に貢献しうるオンラインでの取引を過度に規制することは日本の農業の衰退を一層招くことにならないか。</p> <p>このような観点から、指定種苗及び農業従事者の保護という目的達成を念頭に置きつつも、個人の経済的自由、個人の家庭菜園も含めた日本の農業振興とのバランスが取れた、必要最低限の規制・過度で抑制的でない方法となるようなガイドラインの基準の策定・運営となるようお願い申し上げます。また、今後のガイドライン案の策定検討においても機会をいただけるならばより建設的なものとなるように貢献させていただきたい。</p>	<p>・指定種苗制度は、家庭菜園も含め、品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものについて、表示義務を定めています。また、個人・法人を問わず、表示義務等の対象とされています。検討会においては、農業者もオンラインで種苗等の資材を購入するようになっていることも議論され、必要な措置として、オンライン販売時における表示義務が中間報告（案）に記載されたところです。具体化に向けては、ご意見を踏まえ、検討してまいります。</p>
63	<p>10 ガイドライン案（別紙3）</p> <p>P2 出品の頻度、1出品当たりの出品数といった出品の態様に着目して判断する。その際、同一のサイト内の取引状況に加え、複数のサイト上における取引や対面での取引の状況についても考慮する必要がある。</p> <p><b>意見</b></p> <p>（個人情報・プライバシーの保護の観点から抑制的であるべきではないか）</p> <p>「複数のサイト上における取引や対面での取引の状況についても考慮」については、それぞれのオンラインマーケットプラットフォームの出品者の個人情報を警察機関ではない行政機関が取得するということが、そうであるならば、まだ違法性が確定していない個人の情報をいわずら行政機関が取得・利用できるような方法・制度の設立・運用は個人情報保護の観点から慎重であるべきと考える。</p>	<p>・中間報告のガイドラインは、指定種苗制度における「業として」の解釈・運用のガイドラインを示したものであり、個人情報の取り扱いに関する新たな制度の設立・運用を示したものではありません。</p> <p>・ガイドラインの具体化に向けては、適切な運用とするよう検討を進めてまいります。</p>
64	<p>インターネット上で販売されている種苗については、その生産過程や入手経路が明確でなく、表示内容だけでは権利侵害が疑われるか判断することが難しいことが多いです。</p> <p>中間報告（案）2の（1）の丸番号2の（ア）から、どういった場合に権利侵害の蓋然性が高いと判断可能か、具体的内容を農林水産省からプラットフォーム事業者に提示されるものと思いますが、生産過程や入手経路を明記するよう出品者に求めることとした上で、その記載がないものや、サイト上でこれらに関して質問した場合に出品者から明確な回答が得られない場合などは、権利侵害の蓋然性が高いものと判断できるようにすることが、権利侵害者の逃げ得を許さないためには必要と考えます。</p>	<p>具体化に向けては、ご意見を踏まえ、オンライン上の権利侵害品がスムーズに取下げられるような措置について、今後、プラットフォーム事業者も含む関係者とも議論しながら検討してまいります。</p>
65	<p>(9) P 4 「2 オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応」について</p> <p>これは日本独自の現象であるのか否かが不明である。外国の例が参考になる場合は調査を追加で行うなど、今後の検討に期待する。</p> <p>(10) P 6 「(2)不適正な種苗の流通防止への対応」について</p> <p>日本への種苗出願の多いオランダなどの制度についての調査を追加でお願いしたい。</p> <p>(11) P 7 「3 対応の具体化に向けて」について</p> <p>具体的な対応策について、オランダなどの種苗開発と種苗産業の活発な諸外国のモデルなども参照して、国際制度調和も見据えた我が国の農業知財を発展させようとする制度構築をすべきと考える。今後、この点についても調査を行い、検討をしていただきたい。</p>	<p>今後、ご意見も参考にして、具体化を検討してまいります。</p>
66	<p>転売問題で記憶に新しいのは「DS2」と「コメ」です。どちらもプラットフォーム企業が出品を禁止した事により、その企業のシステム内では転売できなくなりました。</p> <p>特筆すべきは、コメで、コシヒカリ、古古古米、郵政の二の米など品種で対応を分けて、一律に「コメ」の出品を禁止すればこそ、その効果が現れるというものです。</p> <p>この点を踏まえると、例えばシャインマスカットと、それによく似たブドウがあって、これを消費者やプラットフォーム事業者が識別できない以上、特定品種だけを販売禁止にする事はできません。まして、苗や種など、区別がつくとは思えません。</p> <p>品種改良路線は、将棋で言うところの「詰み」と考えます。既存の策に執着するよりは、他の指し筋を探るといった道もあると考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
67	<p>○全体として</p> <p>・本件は、一般消費者を含め、様々なステークホルダーに大きな影響があるものであるため、パブリックコメントで広く一般からの意見を募集する点については評価したい。種苗の流通の適正化を行うためには、プラットフォーム事業者だけが対策を講じれば良いというのではなく、権利者や権利者団体、行政、プラットフォーム事業者等、当事者間での相互理解と協力が不可欠である。関係者間で実務を踏まえた議論を行った上で、効果的な対策が検討されるべきである。</p> <p>・また、ガーデニングを楽しむ一般消費者も刑事罰が科される恐れがある影響の大きな法律であることから、一般消費者への周知啓発もしっかり行うべきである。</p> <p>・なお、別紙3によると、育成者権侵害の要件としては反復継続の意思は要求されず、一般消費者による1回の利用であっても、「業として」の利用に該当し得るとのことだが、一般消費者が関わる可能性が高い取引における事業者性の判断についてこのような「解釈」を採用している法令は一般的でないことと認識しており、罪刑法定主義の観点から懸念がある。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、中間報告P7の3対応の具体化に向けて「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者と継続的な議論を行っていくべきである。」旨を追記しました。対応の具体化に向けては、関係者のご意見を伺いながら検討してまいります。</p> <p>また、引き続き、プラットフォーム事業者の御協力もいただきながら、一般消費者等への制度周知を図ってまいります。</p> <p>種苗法の育成者権侵害における「業」要件については、品種保護に関する国際条約であるUPOV条約において「私的かつ非商業的利用」には育成者権が及ばないとされていることを踏まえ、個人的・家庭的利用のような譲渡を伴わない利用を除き該当することとしています。</p>
68	<p>OP3 1(2) まるいち品種登録前の管理</p> <p>・差止請求ができる措置の導入について、他の知的財産権と比較して、出願中の権利行使に大きな違いが出ることには慎重であるべき。</p>	<p>ご意見として承ります。検討会においては、品種登録出願中の出願品種の無断利用には育成者権に基づく差止めを求めることができないため、品種登録前に現場で品種を利用する際には厳格な管理が必要であり、この推進に加えて、制度的対応として、品種登録出願中に無断で増殖・譲渡・輸出等が行われた場合であっても差止請求ができる措置の導入を検討すべきとの議論があったところです。</p>

受付番号	意見内容	回答
69	OP4 1 (2) まるろく輸出目的での保管に対する刑事罰の適用 ・「オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど」とあるが、客観的根拠がある事例なのか不明であるため、脚注で具体的事例と根拠を記載すべき。	ご意見を踏まえ、中間報告P4の脚注に、「いわゆる「海外購入代行サイト」において、海外から種苗が購入できる状態であることが確認されている」旨を追記しました。なお、個別具体的なサイト名等を掲載することは控えていただきます。
70	OP4 2 オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応 柱書き ・「コロナ禍以降の種苗のオンライン取引の増大」とあるが、客観的根拠を脚注に記載すべき。	ご意見を踏まえ、中間報告P4の脚注に、「農林水産省の聞き取り調査による」旨を追記しました。なお、個別具体的な数値や聞き取り先等については、守秘義務の関係上、公表は控えていただきます。
71	OP4 2 (1) 新たな侵害・流出リスクへの対応 ・「匿名販売のため販売者の特定が困難」とあるが、情報流通プラットフォーム対処法に基づく開示請求や弁護士会照会等、必要な措置を行った上での状況であるのか明らかではないため、当該事案の概要が明確になるよう追記すべき。 ・「種苗の出品は純粋な経済行為であるから育成者権侵害事案については権利者保護を厚くすることもあり得る」とあるが、ガーデニングを楽しむ一般消費者も多く、種苗の取引には文化的側面もあるところ、種苗の出品が純粋な経済行為であるとして表現の自由の保護を軽んじていいわけではなく、また表現の自由の侵害にとどまらず、刑事罰という重い結果をもたらし得る点に留意すべきである。	・「匿名販売のため販売者の特定が困難」との記述は、匿名販売の場合、販売者が明確な対面販売や、特定商取引法に基づく販売者情報の表示がある販売に比べ、一般的に販売者の特定が困難であることを指しております。 ・ご意見として承ります。
72	OP5 2 (1) まるいち (ア) 品種名称の表示方法の規約への位置付け ・まずは、プラットフォーム事業者と権利者団体等との間で、実務に照らした事業者性の判断基準の明確化のための実務的なガイドラインについて話し合ったり、優先的に対策を講じるべき事案についての情報交換等を行ったりする場を設けるべきである(※)。規約に書きさえすれば問題が解決するものではなく、重要なのは判断基準と実務に照らした運用をどうするかであって、権利者や管轄省庁の協力なくしてプラットフォーム事業者だけで解決できる問題ではない。また、ガーデニングを楽しむ一般消費者にも刑事罰を科す恐れがある影響の大きな法律であることから、一般消費者への周知啓発もしっかり行うべきである。 (※)例えば、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)においては、インターネットオークションなどにおける海賊版、模倣品対策などについて、プラットフォームと権利者団体で共通認識を持ち、情報交換や実務的なガイドラインの策定など対策の検討・実施をしており、行政機関もオブザーバーとして参加している。CIPPにおける取組みについて参考にされたい。	ご意見を踏まえ、中間報告P7の3対応の具体化に向けて「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者と継続的な議論を行っていくべきである。」旨を追記しました。対応の具体化に向けては、関係者のご意見を伺いながら検討してまいります。また、引き続き、プラットフォーム事業者の御協力もいただきながら、一般消費者等への制度周知を図ってまいります。
73	OP5 2 (1) まるいち (イ) 登録品種名称使用義務違反の刑事罰化 ・「販売品が、申立者が育成者権を有する品種であることを示すことが困難」であるのは、オンライン取引に限らず、外見では権利侵害かどうか判断できないという種苗法そのものが抱える問題に起因する課題であって、「オンライン取引等の増大に基づく新たな課題」ではないと考える。 ・そもそも名称使用義務違反の刑罰規定の適用事例はあったのか、過料で不十分とする理由や客観的根拠はあるのか不明であるところ、単に厳罰化で問題が解決するのか、慎重な検討が求められるのではないか。 ・CIPPの取り組みなども参考に、まずは、プラットフォーム事業者と権利者団体等との間で、実務に照らした事業者性の判断基準の明確化のための実務的なガイドラインについて話し合ったり、優先的に対策を講じるべき事案についての情報交換等を行ったりする場を設けるべきである。また、ガーデニングを楽しむ一般消費者にも刑事罰を科す恐れがある影響の大きな法律であることから、一般消費者への周知啓発もしっかり行うべきである。	・検討会においては、特にCtoCのオンライン取引においては、品種名を伏せた出品を行っている例や、現物の写真が掲載されていない例が数多く見られるなど、出品画面から権利侵害の判断が困難なことが議論されました。 ・名称使用義務違反について、現行種苗法では「過料」の対象となっています。今後、具体化に向けては、ご意見を踏まえて検討してまいります。 ・ご意見を踏まえ、中間報告P7の3対応の具体化に向けて「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者と継続的な議論を行っていくべきである。」旨を追記しました。対応の具体化に向けては、関係者のご意見を伺いながら検討してまいります。また、引き続き、プラットフォーム事業者の御協力もいただきながら、一般消費者等への制度周知を図ってまいります。
74	OP5 2 (1) まるに (ア) 育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化および (イ) 権利侵害疑義品の出品停止の要件の緩和 ・CIPPの取り組みなども参考に、まずは、プラットフォーム事業者と権利者団体等との間で、実務に照らした事業者性の判断基準の明確化のための実務的なガイドラインについて話し合ったり、優先的に対策を講じるべき事案についての情報交換等を行ったりする場を設けるべきである。規約に書きさえすれば問題が解決するものではなく、重要なのは判断基準と実務に照らした運用をどうするかであって、権利者や管轄省庁の協力なくしてプラットフォーム事業者だけで解決できる問題ではない。また、ガーデニングを楽しむ一般消費者にも刑事罰を科す恐れがある影響の大きな法律であることから、一般消費者への周知啓発もしっかり行うべきである。 ・「以下の旨申立があった際の「以下の旨」の指すものが明らかではないため、規約に規定することとされている点に関する妥当性について意見を述べることは困難であるが、法に照らして権利侵害の明白性を判断できる程度の具体的な考え方や基準が策定できるのであれば、規約に記載せずとも削除対応等は可能である。それらを示すことが困難であることから、抽象的な文言をプラットフォーム事業者の規約に記載させることで、権利侵害の明白性がなくともプラットフォーム事業者が自由に削除できるようにという趣旨であれば、プラットフォーム事業者としてはそのような対応は困難であると言わざるを得ない。育成者権者の確認及び権利侵害の有無について、権利者が適切に申告できるように、またプラットフォーム事業者が権利侵害の明白性を適切に判断できるように、農水省には実務的な観点から、権利者やプラットフォーム事業者を含むステークホルダーとの意見交換を通じて、課題の整理と具体的な提案をお願いしたい。	・ご意見を踏まえ、中間報告P7の3対応の具体化に向けて「オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応の具体化に当たっては、プラットフォーム事業者等の関係者と継続的な議論を行っていくべきである。」旨を追記しました。対応の具体化に向けては、関係者のご意見を伺いながら検討してまいります。また、引き続き、プラットフォーム事業者の御協力もいただきながら、一般消費者等への制度周知を図ってまいります。 ・「以下の旨」の具体的な内容について、プラットフォーム事業者には別途提示しますが、広く公表することは、育成者権侵害を助長する可能性があることから、控えていただきました。検討会においては、種苗について、出品画面のみから権利侵害の明白性を判断するのは困難な事例が多いものの、権利侵害の蓋然性が高いと判断できる事例について議論の上、中間報告(案)に記載しています。今後、対策を具体化していく段階においては、ご意見を踏まえ、プラットフォーム事業者を含む関係者と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。
75	OP6 2 (1) まるに (イ) 権利侵害疑義品の出品停止の要件の緩和及びまるさん (ア) 発信者情報開示請求の要件の緩和 ・「独自の取扱い」について、可能性を探ること自体は妨げられるものではないが、商標権等の権利侵害への対応と比して過度に申出者の保護に偏ったものにならないように留意すべきである。	具体化に向けては、ご意見を踏まえて検討してまいります。
76	OP6 2 (1) まるさん (イ) 登録品種販売時の顕名表示 ・多くのCtoCプラットフォームでは、個人の出品者が自身の氏名や住所を公開することに抵抗を感じることから、個人のプライバシーを尊重し、個人情報を公開しない販売プロセスを提供している。一般消費者が、育成者権侵害のない、市販されている種苗を増殖せずにそのまま販売する場合などに、販売者情報として個人情報の表示を義務付けることは、事実上一切の出品を不可能にすることであるため、事業者の範囲を拡大解釈し一般消費者を巻き込む形での販売者情報の表示義務の導入は不適切である。	ご意見として承ります。検討会においては、種苗のオンライン販売における育成者権侵害の特殊性に鑑み、オンライン上の登録品種の取引についても、販売に当たり、流通過程において侵害行為やその疑義があった場合にこれらの確認ができるよう、登録品種販売時における販売者情報の明示を検討すべきとの議論が行われたところです。具体化に向けては、ご意見を踏まえて検討してまいります。

受付番号	意見内容	回答
77	OP6 2(1) まるよん品種登録出願中の保護等への対応 ・出品物が品種登録出願中の対象品種であるか否かは品種登録済みの場合よりさらにプラットフォーム事業者による確認が困難であること、出願公表から品種登録までの期間が長いこと、出願後の取り下げ・拒絶の可能性があること、プラットフォーム事業者から出品者への情報の送達ができなかった場合等にプラットフォーム事業者が責任追及される可能性があることから、プラットフォーム事業者による伝達を出願者による警告と同様に扱うことは困難である。他法令に基づく他の権利においても、出願中の出願者からの警告を出願者に代わってプラットフォーム事業者が行うような運用はしていない。	プラットフォーム事業者において、育成者権から補償金請求権の行使に必要な品種登録出願中の無断利用の警告について出品者に伝える場合において、警告の主体は出願者であり、プラットフォーム事業者は出願者からの警告を伝える手段を提供しているにすぎないと整理出来ると考えられますが、具体化に向けては、ご指摘の点も踏まえて検討してまいります。
78	OP7 2(2)(ア) オンライン販売における指定種苗表示の義務付け ・オンラインサイト上にて指定種苗を販売する場合の表示の義務付けの対象となる者が本報告案からは明らかではないが、仮に義務付けを行う者について拡大解釈がなされ、一般消費者を巻き込むような場合、過度な法的責任が課されないよう検討するとともに、適切な制度の周知がなされるべきである。	種苗法の指定種苗制度においては、法人・個人を問わず、種苗業者（指定種苗の販売を業とする者）に、指定種苗についての表示義務を定めており、表示対象となる「業」については、反復又は継続の意思をもって種苗の譲渡等を行うことをいい、これらの意思をもって行う1回の行為も含み、営利を目的とするか否かは問わないとしています。 検討会においては、この「業」について、より具体的なガイドラインを定めるべきとの議論が行われたことから、中間報告（案）別紙3「種苗法の表示制度に係る「業」のガイドライン」としてパブコメを行ったところです。
79	OP7 2(2)(イ) オンライン販売時の小売事業者の種苗業者届出の義務付け ・種苗業者により現物に適切な表示が行われていた種苗であれば、小売事業者により販売されたものだとしても、その種苗に問題が発生した際に容易にその販売元である種苗業者を把握できるはずであるから、スーパーや小売店等に種苗業者届出を義務付けることに意味があるのか疑問である。なお、指定種苗制度はそもそも農業生産者を保護することを目的としているところ、氏名等を公開していない個人から敢えて種苗を購入する農業生産者を保護する必要性がどれだけあるのかについては、慎重に議論すべきではないか。	ご意見として承ります。オンライン販売時の小売事業者の種苗業者届出の義務付けについては、有識者検討会においては、種苗に問題が発生した際に販売元の把握が困難なオンラインでの匿名販売を想定した議論が行われたところです。
80	OP7 2(2)(ウ) 指定種苗制度における「業」のガイドラインの公表 ・別紙3のガイドライン案の内容だけでは、プラットフォーム事業者が事業者性の判断を行うことは困難であるため、プラットフォーム事業者と権利者団体等との間で、実務に照らした事業者性の判断基準の明確化のための具体例を交えた実務的なガイドラインについて話し合ったり、優先的に対策を講じるべき事案についての情報交換等を行ったりする場を設けるべきである。	種苗法における「業」の考え方については、種苗法の趣旨や運用をもとに記載していますが、出品の態様に基づく具体の事例への当てはめ・運用については、プラットフォーム事業者等の関係者とも議論しながら検討してまいります。
81	OP7 2(2)(エ) 指定種苗制度に関する法執行の実効性の強化 ・種苗業者以外の事業者に対する報告徴収命令について、具体的にどのような場合に誰を対象としてどのような内容の報告徴収を行うことを想定しているのか、本報告案では明らかになっていないため、必要性についての合理的根拠を示したうえで、検討内容の詳細を明らかにし、広く一般から意見を募ったうえで慎重に検討すべきである。 ・立入検査についても、種苗業者以外に具体的にどのような場合に誰を対象として何を目的として行うことを想定しているのか、本報告案では明らかになっていないため、必要性についての合理的根拠を示したうえで、検討内容の詳細を明らかにし、広く一般から意見を募ったうえで慎重に検討すべきである。なお、目視による種苗業者以外の事業者の現場の確認を行うことが本制度の実効性を担保するものとは考え難いことから、立入検査の対象を拡大することには賛同しかねる。	・検討会においては、指定種苗制度の運用の実効性を担保し、法執行を強化するため、報告徴収対象を「関連事業者」に拡大するとともに、立入検査の導入を検討すべきことについて議論が行われ、中間報告（案）に記載しています。具体化に向けては、ご意見を踏まえて検討してまいります。

#### 中間報告（案）（法的環境整備）

受付番号	意見内容	回答
82	優良品種の管理・活用のあり方などに関する検討会（中間報告）（案）の項目に沿って生産者の立場からコメントを述べさせていただきます。 1. 望ましい優良品種の保護・活用のあり方 （2）現場対応の実践を後押しするための法的環境の整備 一育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大 （コメント）国や地方自治体、公的機関、および資金援助を受けた大学など研究機関が開発して保有する育成者権の譲渡については、譲渡された育成者にすべての権利が移行するシステムには反対する。 一輸出目的での保管に対する刑事罰の適用 （コメント）輸出目的か、国内での販売目的かを見極めは不可能なはず。過剰な罰則規定となるので、刑事罰適用に反対する。	ご意見いただきありがとうございます。ご意見を踏まえて今後、具体化を検討してまいります。
83	6.品種保護制度の具体的改善案 6-1. 品種登録前の保護の強化 出願中の品種に対して差止請求を可能とする制度は支持するが、他の知財体系との整合性から、以下の4条件を満たす制度設計とすることが望ましいと史料する。 ・DNA鑑定による品種同一性の立証 ・出願公開・届出などにより第三者が認識可能な状態にあること ・故意・重過失による侵害に限定 ・試験栽培・研究用途等の除外明記	具体化に向けて、ご意見を踏まえて検討してまいります。
84	6-2. 育成者権侵害に対する損害賠償強化 損害賠償算定におけるプレミアム加算、ならびに民法190条類似の「不正利益の剥奪」制度導入は、違法行為の抑止力強化につながるため、導入を支持する。	ご意見いただきありがとうございます。
85	6-3. カスケード原則・加工品制限の見直し 現行制度では、違法種苗に由来する収穫物や加工品への権利行使が困難であり、違法行為を助長している。カスケード規定および加工品制限の廃止を検討し、適法性の証明責任を販売者・栽培者に課す設計を検討していただきたい。	ご意見として承ります。
86	7.苗木リース方式と法的根拠 苗木のリース方式については、所有権の移転を伴わない形で種苗を管理する有効な手段であり、支持する。しかし、契約紛争や地域特性による運用差異を踏まえ、国主導で契約フォーマットの整備が必要と考える。また、リース方式の法的根拠を明確化するため、既存法令との関係整理が求められると考える。	苗木のリース方式の導入に当たっては、導入を望む者が円滑な導入を行うことができるよう、現場実装のサポートや法的環境整備を進めてまいります。
87	9.国際制度調和と参考モデル オランダなど、種苗産業が活発な国の制度や商慣習を参考にしつつ、国際制度調和を意識した制度構築を進めることが望まれる。特に、育成者権・商標権・GI・特許権などを統合的に扱う知財戦略のモデルとして、国際的視野を持った体制が必要と考える。	ご意見として承ります。

受付番号	意見内容	回答
88	10.侵害が起きた場合の対処 報告書全体を通じて、品種登録の話は記載されているが、侵害が起きた場合の対処については記載がない。権利を取得することは良いが、取得した権利の実効性を高めるためには、エンフォースメントの枠組みを考えておく必要がある。こうした枠組みの1つとして、品種登録のための機関を作るという話が日本でもようやく出てきている。オランダにはREIの略称で知られる品種登録機関があり、この機関に登録品種を預けておくと、侵害対応まで対応が行われる。日本でも、こうした権限を持つ機関が必要であると考え。今後、この点についても調査を行い、検討をしていただきたい。	検討会においては、侵害立証の容易化についても議論が行われ、P3～4に「育成者権侵害者が得る不正な利益への対応」、P5に「登録品種の名称使用時の立証責任の転換」、P6に「DNA品種識別技術等の活用」について記載しております。現在、農林水産省では、品種育成者に代わって、海外ライセンスや侵害対応等を行う育成者権管理機関の早期法人化を推進しています。
89	11.侵害か否かの判定手段 侵害か否かの判定手段として、時間のかかる栽培試験ではなく、マーカー遺伝子を使った短時間で精度の高い判定方法の確立が必要である。遺伝子を用いた判定は既に中国で採用されている。アカデミアで一部検討が行われつつあるが、マーカー遺伝子のデータベース化も含めて、技術開発と社会実装を急ぐ必要があると考える。今後、この点についても調査を行い、検討をしていただきたい。	審査の効率化や侵害立証の容易化に向け、DNA品種識別技術等の活用を推進してまいります。
90	(5) P 3 「2育成者権の存続期間」について 開発期間は開発能力や偶然にも影響されるので、現実の開発期間と費用にリンクさせて、考えるのは無理があると考え。海外との整合性も考慮して、検討していただきたい。	育成者権の存続期間について、検討会においては、新品種の開発や産地化には多くの投資・期間を要するが、現状の育成者権存続期間ではコスト回収が不十分との議論が行われました。具体化の検討に当たっては、ご意見にある海外の状況等も踏まえながら検討してまいります。
91	(6) P 3 「3苗木のリース方式」について 苗木のリースとは、育成者権の利用権の範疇といえるのか、法的根拠が不明であるため明確にすること、あるいは、外国の例があるならば、法的根拠や考え方、運用実体を開示していただきたい。	苗木のリース方式について、今後、具体化を検討するに当たり、ご指摘の点も含め検討してまいります。
92	(7) P 3 「5育成者権侵害者が得る不正な利益への対応」について 少なくともカスケードの原則を廃止し、収穫物も損害賠償の算定基礎になることを明確にしていきたい。	ご意見として承ります。
93	(8) P 4 「6輸出目的での保管に対する刑事罰の適用」について 輸出については、権利者の輸出許可証を提示することを原則など、通関手間、種苗の適否の判断の容易性を担保していただきたい。	ご意見として承ります。
94	・「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会（中間報告）（案）」の3ページに記載の「制度的対応として、品種登録出願中に無断で増殖・譲渡・輸出等が行われた場合であっても差止請求ができる措置の導入を検討すべきである」について 同措置が導入された場合、差止請求をするにあたり「品種登録出願中」等との表示が必要となるのであれば、一定期間はオンラインでの表示で良いなど、表示について柔軟な対応を許容していただきたい。	中間報告（案）P3の品種登録出願中の増殖・譲渡・輸出等への差止請求ができる措置に関し、具体化を検討する際には、ご意見を踏まえて検討してまいります。
95	1 望ましい優良品種の保護・活用のあり方 (2) 現場での対応の実践を後押しするための法的環境の整備 新品種の開発には交配・選抜に多くの期間を要する上、産地化には技術の確立やプロモーション等に多くの投資・期間を要すると指摘があります。そのため、品種登録出願中に無断で増殖・譲渡・輸出等が行われた場合であっても差止請求ができる措置、育成者権存続期間の延長をすることに賛成します。 その他、育成者権の存続期間、苗木のリース方式育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大、育成者権侵害者が得る不正な利益への対応、輸出目的での保管に対する刑事罰の適用についても賛成します。	ご意見いただきありがとうございます。 中間報告に記載された対応の具体化に向けて、検討を進めてまいります。
96	種苗の独占権である育成者権期間を倍に延ばして、種苗の管理を強化して、違反者には刑事罰を新設に反対です。	検討会においては、新品種の開発には交配・選抜に多くの期間を要する上、産地化には技術の確立やプロモーション等に多くの投資・期間を要します。品種開発コストの回収に十分な期間となっていないとの議論があり、中間報告（案）に育成者権存続期間の延長について検討すべきとしています。 オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど海外流出リスクが高まる中、種苗の無断輸出抑止の実効性を高めるためにも、輸出目的で種苗を保管している段階で権利行使、刑事罰の適用が可能となるよう検討すべきとしています。
97	種苗法は近年改正されたばかり。今回は知財権の及ぼす年数を今以上に延ばすよう改正される。これは、自国小規模農家潰しに他ならず、断固反対である。	ご意見いただきありがとうございます。
98	タネは地域によって多様化すべきものであり、工業製品とは違って、単一品種を世界各地に広げるようなことはうまくいかない。地域の種苗を地域の農家と共に発展させていくことこそ、めざすべき道であり、育成者権だけをいくら強化しても、さらなる少数の企業の独占を利するだけであり、地域の種苗企業の消滅も阻めず、地域の農業の発展は可能にはならない。  この「戦略的海外ライセンス」を中心として、育成者権の存続期間を拡大させる、刑事罰の強化・適用など、育成者の権利ばかりを肥大させるこの「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会（中間報告）（案）」は、日本の食・農のあり方に深刻なマイナスの影響を与えることは確実であると言わざるを得ない。  根本からの見直しを求めます。	ご意見いただきありがとうございます。
99	特許件は20年、著作権は50年であり、それとのバランスを考慮すると、これ以上延長すべきでない。従って、現行25年を変更すべきではない。	ご意見いただきありがとうございます。
100	海外への新品種の持ち出しは、きちんと水際で押さえるべきと思う。 ただ、国内においては、厳罰化を進めるのは良くない。種苗にもっと大きく（タバコの年齢制限くらいに）書いたら良いと思う。	種苗の無断持ち出しの実効性を高める観点から、輸出目的で種苗を保管している段階での刑事の適用を可能とすることについて、今後検討を進めてまいります。

受付番号	意見内容	回答
101	<p>ご検討をどうもありがとうございました。総論賛成させていただきます。</p> <p>その上で、今後政策を進めていただくうえで、引き続き いくつかご検討を進めていただきたい点がございますので、以下に述べます。</p> <p>・4頁（5）</p> <p>損害賠償とは別個の請求権の創設に賛同する。違反者から捜査費用、手続費用および調査費用を徴収する仕組みが望ましい。</p> <p>・4頁（6）</p> <p>輸出目的での保管に対する刑事罰の適用に賛同する。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>
102	<p>【これまでの議論の整理と対応方向（中間報告）】</p> <p>・「侵害者の主観的要件を厳格に求めすぎると」について</p> <p>侵害者の事情は育成者にとって何の関係もないです。厳しい処分を与えることで種苗の権利などについての認知が進み「本当に何も知らずに無許可で育成してしまった人」を減らすことができるのではないですか。</p> <p>・侵害者の営業努力やブランド力等による控除について</p> <p>控除を認めるべきではないです。控除を認める意見についても育成者にとって何の関係もないです。営業努力やブランド力は育成者側にも該当するはずではないですか。なぜ育成者の努力は無視し、侵害者の努力は考慮するのか理解不能です。</p>	<p>・侵害者の主観的要件について</p> <p>ご意見として承ります。法の不知による侵害事例が生じないよう、育成者権の周知に努めてまいります。</p> <p>・侵害者の営業努力やブランド力等による控除について</p> <p>ご意見を踏まえて、引き続き制度の検討を進めてまいります。</p>

## 指針

受付番号	意見内容	回答
103	<p>優良品種の管理・活用のあり方などに関する検討会（中間報告）（案）の項目に沿って生産者の立場からコメントを述べさせていただきます。</p> <p>1. 望ましい優良品種の保護・活用のあり方</p> <p>（1）現場における対応の実践の推進</p> <p>一戦略的な許諾料設定</p> <p>（コメント）小規模農家は、農業振興および農家保護のために、小規模農家は許諾料を極めて安く設定するべきです。</p>	<p>我が国農業競争力の源泉は優良な品種をはじめとする知的財産であり、我が国農産物の輸出拡大等を図るためには、その戦略的な保護・活用を通じた農産物の付加価値向上と新たな優良品種の開発をさらに加速化していく必要があります。令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献するため、「知的財産サイクル」の確立に向けた検討結果を中間報告としています。</p>
104	<p>本中間報告案は、優良品種の管理・活用のあり方等の方向性がきわめて適切に示されており、この中間報告案に沿って今後の優良品種の管理・活用に関する施策を進めていただきたいと存じます。</p> <p>その上で、表現ぶりについていくつかご配慮いただきたい点がありますので、以下に述べます。</p> <p>1.「優良品種の保護・活用に関する指針（案）」の3の（3）の(2)には「知的財産意識・管理能力の高い種苗業者」とあり、それとの整合を図るとともに、優良登録品種は単に「能力のある」とどまらず、「能力の高い」種苗業者への許諾が適当と考えられるため、「能力のある種苗業者」（中間報告案のP2、指針案のP5の2か所）は「能力の高い種苗業者」とした方が適切ではないか。</p> <p>2.指針案において「侵害リスク」という用語が多用されているが、そもそも権利のないところには（権利）侵害はあり得ないということを前提に、「侵害リスク」という用語が適切に使用されているかどうかを吟味する必要があるのではないか。そもそも出願しなければ侵害はあり得ないので、出願の検討に関しては「流出リスク」を用いるべきではないか。</p> <p>3.指針案における商標権に関して、使用していれば半永久的に維持することができるが、不使用の場合には取り消されることがあることに留意する必要があるのではないか。</p> <p>4.指針案の3の「（3）品種登録後の管理・活用」において、「活用」については、「(2)知的財産意識・管理能力の高い種苗業者への許諾」にしか触れられていないが、これはむしろ「管理」の一環と考えられるので、「活用」については、（5）の「戦略的な許諾料の設定」等を書く方が適切ではないか。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、中間報告P2を「能力の高い種苗業者」に修正します。</p> <p>・ご意見を踏まえ、中間報告別紙1-①P2を「流出リスク」に修正します。</p> <p>・商標権については、ご意見として承ります。</p> <p>・品種登録後の「活用」については、中間報告別紙1-①のP5 iii）優良品種を活用した産地化・ブランド化を主に想定しています。</p>
105	<p>“優良品種の保護・活用に関する指針（案） 2. 本指針の対象 我が国優良品種の開発は、民間の主体だけでなく公的機関においても行われている。他方、ビジネスとして行う種苗会社等の民間の主体と異なり、農業現場への普及を目的とする公的機関にあっては、その保護・活用を通じ、新たな品種開発につなげる意識と実践が特に重要である。本指針では、それらを考慮しつつ、主に公的機関の育成した新品種の保護・活用を対象とする。なお、既に流通している品種についても、その流通・利用実態を踏まえ、対応可能な部分について必要に応じて本指針の考え方を取り入れることも検討する。”</p> <p>“改正基本法・新たな基本計画に即した優良品種の開発・保護・活用のあるべき姿 品種登録後の優良品種の許諾管理 農業振興を目的に公的機関等が開発した品種は、農業利用など政策目的に適った利用に限定した種苗管理を行うことを基本。”</p> <p>上記の点について以下の通りコメントする。</p> <p>上記の内容では、公的機関が開発した品種が民間よりも優先されると解釈される恐れがあり、見直しが必要である。言うまでもなく公的機関が優先される制度の運用はあってはならない。</p> <p>実際問題として、公的機関が開発品種を普及する際、象徴的な（=いわゆるタダ同然の）許諾料やロイヤルティー料が徴収される場合があり、民間の開発品種に対して適正なロイヤルティー料の支払いを求める上での足枷となっている。公的機関による優先的地位の濫用とならないよう、そして、民間に対する競争力阻害要因とならないよう、公平、公正性を十分考慮し、妥当な指針の策定を求めたい。</p>	<p>ビジネスとして行う種苗会社等の民間の主体と異なり、農業現場への普及を目的とする公的機関にあっては、その保護・活用を通じ、新たな品種開発につなげる意識と実践が特に重要となります。優良品種の保護・活用に関する指針（案）では、それらを考慮しつつ、主に公的機関の育成した新品種の保護・活用を対象とするとしています。</p>
106	<p>ご検討をどうもありがとうございました。総論賛成させていただきます。</p> <p>その上で、今後政策を進めていただくうえで、引き続き いくつかご検討を進めていただきたい点がございますので、以下に述べます。</p> <p>1.主要農作物、野菜、花卉、果樹、栄養作物では、それぞれ業界慣行や流通過程も異なりますので、分けて検討いただきたいです。</p> <p>特に、令和の米騒動を踏まえ、国の食料安全保障に係る主要農作物と、それ以外とは、業界慣行や流通過程も視野に入れての検討が必要であろうと存じます。</p> <p>2. 2頁（3）</p> <p>知見・能力のある「種苗業者」を育成していくことに賛同します。他方で、「育成者権者」「種苗業者」「収穫物生産者」という区分では不十分であり、上記1. とも関連しますが、現場の「種苗業者」の「タネを生産・増殖する事業」および「タネ販売事業（卸屋含む）」が、効率よく稼働することが問われています。この部分を是非検討いただきたいです。</p> <p>3. 2頁（4）</p> <p>戦略的な許諾料設定については、改正食料・農業・農村基本法の趣旨を踏まえ、「持続的な供給に要する合理的な費用」として、品種の経済的価値に見合う水準に当初から設定されることを望みます。（ただし、新品種栽培を広めたい場合などには、育成者権者が弾力的に値段設定（値下げ）できることが望ましいが、「本来は登録種苗は高額である」という想定であることが望ましいと考えます。）</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。ご意見として承ります。</p> <p>検討会においては、優良品種の保護・活用に関する指針（案）について、主に公的機関の育成した優良な新品種、品種登録後の許諾管理については果樹等を対象として検討を進めてきました。</p> <p>種苗を増殖・販売する種苗業者だけでなく、種苗の販売事業者、JA、農業者等における知的財産意識の醸成が重要であることから、農林水産省では、農業関係者等向けの研修セミナーの実施を支援しています。</p> <p>戦略的な許諾料設定については、政策対象者である国内農業者向けには、引き続き、営農に支障がない水準としつつ、政策対象外の者向けには品種の経済的価値に見合う水準とするなど、利用者に応じて戦略的な設定を行うことを記載しています。</p>

受付番号	意見内容	回答
107	<p>にんにくの品種登録出願を1年以内に行う予定です。</p> <p>今回、にんにくのように品種名が分からない形で売られている青果から種苗に転用した場合、種苗法の制限対象になるか？と農水省のご担当の方にお尋ねいたしましたところ、「なる」とのご回答をいただきました。</p> <p>一方で、転用されたものが、登録品種であることの証明は育成者がする必要があること鑑みると、実質、運用上、そういった事例では権利保護が難しいことが想定されます。</p> <p>これについて、何か指針をいただけるとありがたいです。</p>	<p>優良品種の保護・活用に関する指針（案）P6（4）に種苗の流出防止に向けた関係者への啓発を記載しております。個別詳細な例は記載を控えております。</p>
108	<p>1 「（5）品種の開発・保護・活用サイクルの確立に向けた戦略的な許諾料の設定」においては、公費により品種開発費を賄うことができる公的機関にあって、「政策対象者である農業者向けには農業振興に資する観点で許諾料を設定することも一案である。」を更に徹底させる必要がある。</p> <p>具体的な意見としては、政策対象者である農業者向けには、「農業振興に資する観点から、許諾料は無料か低廉な水準にとどめるべきである」と修正する。</p> <p>理由は、優良品種や高付加価値をねらったとしても、現状の果物市場では産地間競争が激しく、必ずしもねらい通りにはいかない。全体として農業者の高齢化・減少がいわれている中で、生産者農家には、むしろ、奨励金を出すくらい支援をしないと（優良品種の）農業の持続性は維持できないと考える。</p>	<p>優良品種の開発・保護・活用の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献することが求められており、優良品種の管理・活用のあり方等について検討した内容を中間報告としています。</p>
109	<p>別紙1-2 モデル1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上側四角内2点目、管理の水準についての文に「普及の拡大に応じて緩和するなど？」とあるが、「普及の拡大」とすると普及範囲の拡大＝緩和という意味と捉えかねないので、別紙1-1の（3）品種登録後の管理・活用の1許諾管理の文言と統一して「一定程度に普及した後は必要に応じて緩和する（または普及範囲を拡大する）など？」としてはどうか。</li> <li>・下側四角内1点目、「種苗注文を予約制とし？」とあるが、予約制にすることで余剰種苗の流出を抑制できる理由が不明。販売した種苗の本数や収穫物生産者情報を管理すれば予約制とする必要は無いのではないか。また、「余剰種苗の流出を抑制」とあるが、種苗業者からの流出はそもそも想定され難いので、義務づけの必要があるのか。義務づけた場合は監視の必要が生まれ、新たに権利者のコストや労力が発生し負担増につながるのではないか。</li> </ul> <p>別紙1-2 モデル2について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2「権利者から集荷・販売業者に？」とあるが、「権利者が？」としてはどうか。また、「当該業者から」Aや生産者に第三者への譲渡禁止と併せて収穫物の出荷条件を付して種苗を販売」とあるが、種苗の販売は当該業者であるが、譲渡禁止と出荷条件を付すのは権利者ではないか。（主語の整理）</li> <li>・モデル1は「収穫物生産者」、モデル2は「農業者」としているが、統一ないし違いがあるのであれば違いについて注釈を入れてはどうか。（モデル2においても無断増殖、第三者への譲渡禁止を条件に販売するのであれば「収穫物生産者」としてよいのではないか。）</li> </ul> <p>※収穫物生産者という言葉が実際に使用されている事例を見つけられないが、造語であったり一般的に聞き慣れない言葉であれば相応の説明が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図中における、「集荷業者」と「JA」は同一ではないのか。（石川のルビーロマン倶楽部なども集荷業者はJAであるとのこと。）集荷業者とJAが違うのであれば、集荷業者自体を新たに設けるというモデルは現実的ではないのではないか。同一であれば分かりづらいため修正してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、別紙1-②の上側四角内2点目の文章を「一定程度に普及した後は必要に応じて緩和する」に修正しました。</li> <li>・昨年の検討会において、種苗の予約制を行っている産地の事例の紹介がありました。余剰種苗が発生すればその生産コスト回収のために契約外の者への譲渡リスクが高まることから、種苗の販売本数・販売先を管理した場合においても、種苗を予約制とし、余剰種苗の発生を抑制することが流出抑止に有効と考えられます。また、優良品種の保護・活用に関する指針（案）に記載の事項は義務ではなく、品種特性や費用対効果を踏まえ、育成者権者の管理の参考としていただくこととしています。</li> <li>・権利者が設定した許諾条件に応じて、集荷業者が購入条件等を付すことを想定しているため、ご意見を踏まえ、「許諾条件に応じて」の文言を追加しました。</li> <li>・ご意見を踏まえ、別紙1-②のモデル2を「収穫物生産者」に修正しました。</li> <li>・集荷業者がJAであるパターンと、JA以外の集荷業者であるパターンが想定されるため、※に注釈として「JAが集荷業者の場合もあり得る」旨を追記しました。</li> </ul>
110	<p>現在の案は、品種保護の「管理強化」に重点が置かれており、農業振興や現場の実態とのバランスが十分に考慮されていないように見受けられる。特に、管理強化に伴うコスト負担や、それが農業現場に与える影響への配慮が欠けており、制度の持続性に懸念を抱かざるを得ない。</p> <p>品種の適正な管理は重要である一方で、管理を強化すればするほど、育成者権者には多大な労力と費用などの負担がかかる。特に品種の普及初期においては、管理体制の構築や契約手続き、違反対応等に多くのリソースが必要となる。このような状況下で管理の徹底のみが求められれば、結果として品種の普及の遅延、苗木価格の上昇、新品種を扱えない生産者や苗木業者の経営悪化など、農業全体の振興を損なう恐れがある。</p> <p>さらに、育成者権者の視点から見れば、短期的には得られる許諾収入は限定的であり、しかも管理の強化によって許諾収入が減る可能性がある。5年？10年のスパンで見ても、管理に係るコストを上回る収益を上げることは困難と考えられる。これでは、制度として推進されている「知的財産サイクル」の構築も、初期段階でつまづくおそれがある。</p> <p>従って、優良品種の管理強化を図るに当たっては、少なくとも普及初期（目安として5？10年間）における管理体制構築や運用に係る費用について、国の財政支援を明示的に位置づけ、「管理強化とそれに要する経費支援のパッケージ」として制度設計する必要がある。</p> <p>特にリース方式については、生産者との個別契約が前提となるため、全国規模で導入した場合に契約及びその履行の監視が極めて困難となり、制度としての実効性に疑問が残る。さらに、生産者にとっては、一度植えた苗を伐採・返還することへの心理的・経済的抵抗も大きく、現場での受容は容易ではない。</p> <p>本報告では「リース方式は海外で一般的」との記載があるが、これは事実と異なる。実際には、リース方式は少数派であり、むしろクラブ制品種などでは、所有権を生産者に移転した上で、商標権・契約販売先の指定などを活用し、利用に制限をかける管理手法が主流となっている。このような方式では、農家は一定の自由を有しつつも、流通面での管理により収益性の確保が図られ、育成者にも利益が還元される。こうした事例こそ、先進的なモデルとして積極的に紹介すべきである。</p> <p>加えて、登録品種によっては普及面積が数年で頭打ちとなり、結果として苗木の需要が早期に減少するものも多い。真に管理の徹底が求められるのは、例えば「シャインマスカット」のように、極めて高い市場評価を受け、多くの産地から導入希望が寄せられる「真の優良品種」に限るべきである。全ての品種を一律に管理対象とするのではなく、厳格な管理が必要な品種を絞り込むとともに、管理に要するコストと労力を適切に評価する制度設計が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、今後の制度設計においては、「知的財産の保護」と「農業振興」の両立を目指し、現場の実情を踏まえた柔軟で実効性のある制度を構築していただきたい。</p>	<p>農業振興を図るためには、優良品種を早期に普及していくことが重要である一方、過去、十分な管理が行われなかったために海外に流出し、輸出先での競合等国内農業振興にも悪影響が生じる事態も発生していることから、保護を図りつつ普及していくための管理のあり方について、生産者団体等にも有識者委員としてご議論いただきながら優良品種の保護・活用に関する指針（案）の内容を検討してきたところです。</p> <p>苗木のリース方式については、契約に反して第三者に苗木が譲渡された場合に差止できること、生産者にとって苗木代の初期投資の抑制につながるといったメリットがある一方、従来への慣行と異なることから、費用対効果を踏まえつつ、地域における合意形成の下に導入を検討する旨を記載しています。</p> <p>また、品種の管理については、全品種に一律に適用するものではなく、品種の評価を行い、費用対効果を踏まえてその水準を決定する旨を記載しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、農業現場の実態に合わせた導入・実装がなされるよう推進してまいります。</p>
111	<p>「ホームページに海外等からのアクセス制限を設ける」は、零細農家にとっては困難であり、公的機関の支援が必要であると考えられます。</p>	<p>アクセス制限の旨は、主に公的機関の育成した果樹等の優良な新品種の保護・活用を対象とした優良品種の保護・活用に関する指針（案）に記載しておりますが、主に育成者権者や普及関係機関等における取組を念頭に置いています。</p>
112	<p>12.各論部分に対する意見、質問</p> <p>各論部分に対する意見、質問は次のとおりである。</p> <p>(1) 「優良品種」の定義</p> <p>「優良品種」の定義がないため不明である。公的機関が開発した果樹を想定しているのであれば、明記すべきである。果樹以外、民間開発品種にはなじまないものが多いと考えられるため、対象を特定していただきたい。</p>	<p>優良品種の定義については、優良品種の保護・活用に関する指針（案）P1に「多収性、高温耐性等気候変動に対応した品種や市場価値の高い品種など生産者・消費者ニーズに対応した品種」を例示として記載しており、具体的な品種の該当性の判断は、品種育成者において行われることを想定しています。</p>
113	<p>(2) P 2 「1品種の管理・活用の基本方針の樹立」について</p> <p>外国で品種登録の是非を検討するには、検討する国制度、費用等が予測できる情報が必要なので、情報整備をお願いしたい。円滑な海外展開の達成については、主要国の植物育種に関する法制度や商業文化の一覧などの作成をお願いしたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

受付番号	意見内容	回答
114	(3) P 2 「3品種登録後の管理・活用」「4戦略的な許諾料設定」の記載 当該記載内容は、独禁法との調整が必要と考える。 優先的地位の濫用に注意が必要。特に、収穫物の処分制限、栽培資材の購入、栽培方法の特定など。	育成者権者は当該品種の種苗・収穫物・加工品の利用をする権利を専有（独占）するため、育成者権の行使として行う収穫物の処分制限、栽培方法の特定については、直ちに独占禁止法には違反しないものと考えておりますが、公正取引委員会から示されている「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を踏まえながら、取組みを推進してまいります。
115	(4) P 2 「4戦略的な許諾料設定 品種開発投資や知的財産の管理・活用に必要なコスト、品種の経済的価値を踏まえて、普及にも資するよう、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料の設定を検討する。」に対して 「許諾料」は品種の効用を基本とすべきであって、開発コストとすべきではないと考える。開発期間の長短にかかわらず、すぐれた品種が評価され、高い許諾料が受け入れられるものと理解している。 一方、育成者権や商標権、特許権などのライセンスをブランド戦略の手段とすることは、有効と考えるので、活用することには賛成する。	戦略的な許諾料設定については、品種の経済的価値に見合った水準とする旨を記載しています。
116	【優良品種の保護・活用に関する指針（案）】 試験場外で試験栽培を行う場合、委託する者全員の身元確認と届け出を追加すべき。流出した際に、誰からどのような経緯で漏れたか簡単に調べることができるようにしなければ流出を未然に防ぐことは難しいのではないですか。	優良品種の保護・活用に関する指針（案）P3において、品種登録前に試験栽培を行う場合には、個別に契約を締結することを推奨しています。
117	国内での取り締まりも当然のことだが、国外へ流出した際にしっかりと規制できるような取組み（海外での種苗登録）を強化すべき。果樹については穂木を用いて増殖させることから穂木で国外に流出していると考え。流出させているのは種苗業者ではなく種苗法を認知していない一般の方だと考える。種苗業者のみならず一般の方へ種苗法の啓蒙をもっと図るべき。（違法アップロードはテレビCMもし啓蒙している。） 昭和終わりころに比べると果樹種苗生産者は減少傾向にあったと思います。「シャインマスカット」が世に出てから「シャインマスカット」の苗木を扱いたいがためにある苗木業者の団体の会員を希望する方は増えていると考えますが、特定の品種のみの単発的な新規の種苗業者については自分は反対です。まだまだ一般品種の果樹苗木も不足していると思いますし、醸造用品種の苗木不足は以前農水省に伺った際にお聞きしました。新規参入をされる方には長期的に不足している部分を補いながら実績を積み、種苗法を認識しつつ当該団体の会員になられることを望んでいます。 当該団体においては年に2回研修会を行い改正種苗法についても研修会等で周知しているものの、研修会に参加されない会員も多いと思います。自分も当該団体に参加して改正種苗法を再認識している部分は多くあります。種苗業者でも種苗法の認識不足のところもあるかと思しますので、一般の方の認知度は極めて低いのではないかと思います。農水省においては特定の団体、業者のみならず種苗法の啓蒙をより一層図っていただきたいと思ひます。 種苗業者が適切に扱っていても種苗法を認識していなかったり、悪意ある人にとっては育成者権等は無意味です。品種の流出については国内での取り締まりも当然のことですが、国外へ流出した際にしっかりと規制できるような取組み（海外での種苗登録）を強化・重視すべきと考えます。 果樹種苗生産者の減少・衰退は国内果樹産業の根幹を揺るがす事態に繋がります。果樹種苗生産者の持続的発展も念頭に置きつつ品種の保護にも繋がる施策をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。	品種の流出は、試験栽培、苗木生産、収穫物生産、不特定多数への販売等、各段階で発生し得るものであり、各段階においてに対策を行っていくことに加え、海外への品種登録により、海外における無断栽培を抑止できるようにしていくことが重要であることから、農林水産省では農業知財に関する研修・セミナーの開催により農業関係者や一般消費者に知財保護の啓発を行うとともに、海外への品種登録出願を支援しています。本検討会では、「優良品種の保護・活用に関する指針（案）」に定めた許諾管理を行う上で、知財意識・能力の高い種苗業者の育成や優良品種の許諾について議論が行われ、当該指針にも位置付けています。
118	ある育成者権者では自家栽培向け増殖を認めたが、その申請時に証紙番号を確認しないと、正規購入した証明を求めないことも問題であると考え。（違法に入手した苗木からでも申請すれば自家栽培向け増殖可能な仕組みとなっている。）ある育成者権者では自家栽培向け増殖したものを圃場に掲示させるとのことだが、それにより穂木の盗難リスクは増すと考える。（名札を付けたまま苗木を植えておいて苗木自体が盗難にあったという話はよく耳にする。）それよりも列植図を提出させた方が確認をする際にも役立つと考える。	個別具体的な内容であることから、ご意見として承ります。 品種名が外部から識別できないようにする措置については、「優良品種の保護・活用に関する指針（案）」のP3,P5に記載しております。
119	1 望ましい優良品種の保護・活用のあり方 (1)現場における対応の実践の推進 品種登録前の管理、品種登録後の管理・活用、戦略的な許諾料設定は、現場に即した適切な提案です。種苗販売先を『生産者に限定』、『不特定多数が購入し得る量販店やインターネットサイト等への販売禁止』等の条件を付す、生産者の種苗購入条件として『第三者への譲渡禁止』するなどは、種苗のオンライン取引の増大に伴う登録品種の侵害・流出リスクが大きいことから至急に実行する必要があります。 また、品種育成者、品種育成権者自らが厳格に実施し、種苗業者・収穫物生産者への周知徹底を図っていただきたいと考えます。	ご意見をいただきありがとうございます。 「優良品種の保護・活用に関する指針」策定・公表後は、現場への周知を図るとともに、実装を推進してまいります。

#### 種苗法改正

受付番号	意見内容	回答
120	前回の種苗法改正により知的財産権を強化したことで、日本の農業は潤い、活性化したのか。誰のための改正だったのか。きちんと検証、公表してから次に進めてください。	ご意見いただきありがとうございます。 本検討会においては、これまでの政策の検証を行った上で行われた令和6年の食料・農業・農村基本法の改正、令和7年の食料・農業・農村基本計画の改定等の議論を踏まえつつ、令和2年種苗法改正後の現場における運用や新たな課題について議論を行った上で、中間報告のとりまとめを行ったところです。
121	農業作物は長い年月をかけてその土地に合った種子や品種を生み出し育ててきました。それらを自家採取することで、優良な品種を育て続けることも大切です。種子や苗の自家採取は禁止しないでください。 ゲノム編集や遺伝子組み換え作物に切り替えることは、辞めてください。危険性が高いと思います。安全が証明されていないはずで。	ご意見いただきありがとうございます。

受付番号	意見内容	回答
122-1	<p>静岡県で農業生産に従事する農業法人の1スタッフからの意見です。</p> <p>なぜ、今回この意見を提出をしようと考えたかという点、「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会 中間報告案」についての意見募集（パブコメ）となっていますが、URL後掲の読売新聞記事「日本産のブランド品種を守るため、苗や種の無断輸出の刑事罰を拡大へ…独占生産期間も延長（5月29日）注1や日本農業新聞記事（5月31日）注2や、5月30日の日本農業新聞を拝見しますと、政府の関係閣僚会議で「品種海外流出防止へ管理厳格化 育成権延長、刑事罰も政府検討」という方針が決定したという記事も報道されていますので、これは次回の通常国会で種苗法を再改正するための手続きとしてのパブコメではないかと考えたからです。</p> <p>一方で、今後何年間を見通した場合、日本国を取り巻く状況を俯瞰視するに、先週6月13日にイスラエルとイランの開戦という中東地区を巻き込んだ第3次世界大戦の引き金をひくことすら起こしかねない事態が発生している中でこのことへの危機管理がぜひとも必要と考えたからです。</p> <p>イスラエルとイランの戦争の拡大によっては、新型コロナ茹でも大きな問題となりましたグローバル・サプライ・チェーンの崩壊など国際物流のマヒすら考慮に入れて対策を検討せねばなりません。政府統計では38%しかない食料自給率の中で戦争により海外から輸入できなくなる状況が発生した場合には数ヶ月で国民が飢餓に襲われるリスクが現実化しているからです。</p> <p>また、私自身は、日本政府、特に農林水産省の皆様には、農業と食料供給を通じて国民の命と健康を守る、特に究極のテーマとしては食料危機時に国民を飢餓・餓死から守るという大事な使命があるのではと考えているからです</p> <p>ところで2022年から実際に施行された種苗法の改正（登録品種においては、育種権者の許諾なき場合は例外なき自家採種・自家増殖禁止と違反者への厳罰化）では、大義名分としては種苗の海外不正流出を取り締まるという建前で2020年に法改正が提案、審議され法律としてすでに施行されていますが、国民の生命を守る食料安全保障の観点から大変問題になってくる点があると考えます。</p> <p>特に、主食のコメ・穀類も例外なく自家採種・自家増殖を禁止したことは食料安全保障の観点からは大きな問題だと考えます。</p> <p>特に過去の食料危機で命を多くの国民救うイモ類も例外なく、登録品種については、育成権者の許諾なき自家採種・自家増殖が禁止された点が食料危機時に飢饉・餓死から1人でも多くの命を救おうとしても、もっとも足かせになると思います。命綱となる主食についても、登録品種の自家採種を禁止したのはこの法案成立当時、世界ではイスラエルと日本だけとの説明も国会答弁であったように記憶していますので、中庸のある政策へとぜひ転換してほしいと思います。</p> <p>2020年の種苗法改正、今回のパブコメの解説資料を拝見しまして、今度の「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会 中間報告案」の内容を読みましても、次の通常国会で提出される種苗法再改正案の方向をみると、種苗の海外への不正持ち出しを禁止するという趣旨と別の問題として、これから想定される日本の食料危機の際に、食料を国内でコメ、主要穀類、イモ類などを緊急増産しようとしても、主食のコメ、穀類、さらにイモ類も例外なく登録品種については育種権者の許諾なき自家採種・自家増殖を禁止し、違反者には厳罰化という政策そのものが、制約となって、飢餓・餓死から救える多くの命を救えないということが起こることがもっとも懸念されました。</p> <p>繰り返し、お願いとしては、食料危機への緊急対策として、国民を飢餓・餓死から救う緊急対策として、米、穀類、イモ類は、改正種苗法の自家採種・自己増殖禁止の例外としてほしいということをぜひともあわせて検討してほしいと思います。</p> <p>ちなみに中国が全国民の1年半の国家備蓄を完了しているといった記事も以前読んだことがありますが、日本の食糧備蓄は、これとは対照的に、米、小麦、大豆などの穀類はわずか数ヶ月の備蓄しかない状況だと思います。しかし現政権ではコメの国家備蓄を放出しようとしています、そうではなくて国民の生命を飢餓から守るために備蓄食料を確保することが優先されるべきではないでしょうかとも考えます。また、近年、様々な要因（気候変動やウクライナ戦争など）から食料危機が想定される状況においては、他国においては、国民の生命を守るため食料安全保障の観点から主食のコメ、小麦、トウモロコシなどの輸出を制限するような動きもありますが、日本政府は、主食の米の輸出振興を主要政策に掲げておりますが、これも本末転倒の政策になっているように思えます。</p> <p>さらに「知的財産権」といいますが、UPOV条約や、日本の種苗法では、一部の「生命」を改良したことで、その「生命」自体の権利を主張するという欧米から出た発想がもとになっています。この「生命」に特許や知的財産権を認めて企業などの権利所有者が独占的、排他的にその生命への権利を主張できるようにしてよいかどうかは、所有する側の欧米諸国ともたざる経済支配されるアジア、アフリカ、中南米などの諸国の政府や国民、農民との間で激しい対立と論争があるテーマであり、生命特許に反対する側の意見にも耳を傾けてほしいと思います。</p> <p>特に「種苗」は生命の源であります。種苗の改良というのは実は、有史以来、世界の農民、その先祖の皆さんが大自然、作物の栽培の中で、育種・選抜する中で品種改良が進んできた過去生きて品種改良してきた多くの農民たちを含めて、農業に使用してきたタネは人類の共有財産であります。しかしながら、西洋、欧米諸国の発想は、15世紀以降、有色人種の先住民が住んでいた土地を見つけて、大陸を発見といい、先住民の有色人種を奴隷化し、先住民の財産や資源を奪い、先住民の土地を奪い、先住民の農作物や種苗を奪う人道的に許されざる「植民地政策」という犯罪行為を行ってきました。</p> <p>戦前のような植民地というものは世界地図からはほとんど消えましたが、マネー、資本主義、国際金融資本による植民地のような経済支配や軍事力を背景にした第三世界（アジア、アフリカ、中南米など）への非人道的な支配や収奪は今も続いているように思います。</p> <p>例えば、メキシコなど原住民が主食として何百、何千年も品種を維持、品種改良してきたトウモロコシですが、その遺伝子を不自然に組み替えた品種につき国際種苗メジャーが生命特許・生命知的財産権を主張し、大豆や菜種、綿花でもその遺伝子を不自然に組み替えた品種につき、国際種苗メジャーが知的財産権を主張しています。</p> <p>遺伝子が交雑した場合、従来の在来種・自家採種の農家を遺伝子組み換えの作物を植えるように圧力をかけたり、従わない農家は、その農家を権利侵害で訴えるというようなことも起こっています。</p> <p>たとえば、カナダで50年かけてナタネの品種改良してきたシュマイザーさんが、モンサント社の遺伝子組み換えのナタネによって、自ら栽培する在来種・自家採種のナタネの遺伝子が汚染されたうえに、遺伝子交雑に対してモンサント社の作物を勝手に作付けしたとして特許侵害で訴えられモンサント社と農家、農民側が全面的に訴訟で争い映画にもなりました件は世界に衝撃を与えました。モンサントは北米で500以上の訴訟を起こしたそうです。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>日本の優良品種が海外に流出している実態を踏まえ、令和2年に種苗法を改正し、自家増殖について、育成者権者による許諾制としたところです。今回の中間報告（案）について、自家増殖を厳罰化するとの内容にはなっておりません。</p>

受付番号	意見内容	回答
122-2	<p>長年、自然と農家などにより品種改良されてきた農作物の種苗の。その一部を改良したからといって、その生命自体に特許や知的財産権を認め、権利をもつ企業が独占的・排他的にその生命自体の權益を主張すること自体、種苗メジャー等よる農民、種苗の植民地発想的な支配ではないかと考えます。</p> <p>種苗法制定の背景となったUPOVについても国連の場などでも第三世界側から激しい反対運動があり、国連では、そういった諸国の声も反映して、「小農および地方で働く人の権利宣言」(2018年)なども発表されています。</p> <p>政策検討の際には、知的財産権を主張する種苗メジャー側の意見とともに、厳しく対立する世界の多くの農家の声もぜひ聞いてほしいと思います。特に公共性の高い作物の種苗について、農家から自家採種・自己増殖を自由に行う権利を奪うことがないよう配慮をお願いします。</p> <p>食料危機、食料安全保障に話を戻しますが、実は、日本は38%の食料自給を支える家畜の飼料も海外依存、化学肥料、化学農薬の原材料もほとんどを海外依存、それよりも深刻なのは農業生産を支えるエネルギーについて、軽油、重油、ガソリンなど化石燃料は99%を海外依存、電力でも原子力発電のウラン燃料も100%海外依存しています。特に日本は原油の95%を中東に依存しています。イラン、イスラエルの戦火は中東から原油の供給途絶すら起こしかねない大変な状況であることをもっと真剣に考えてほしいと思います。国内農業で食料を供給しようとしてもエネルギー自給を絶たれば、全く国内農業が立ち行かないといった脆弱な面があります。</p> <p>こういった危機を回避し、たとえ食料危機が日本を襲っても国民を飢えさせない、1人でも多くの国民の生命を救うような農政を日本政府には強く緊急施策としてお願いしたいと思います。ある意味、食料危機が起こったとしても、今からでも多くの国民を救う方策があります。実は同じような大きな危機が第二次世界大戦後の日本にもありましたが、先輩たちは全国の未利用地を耕し、校庭や公園、ゴルフ場などにもサツマイモを植え、米、麦、大豆などを大增産して戦後日本は餓死者をほとんど出さずにすんだのです。キューバやベネズエラなどでも、国民への食料供給が途絶えたときに、都市の市民を含め、国民が土と種苗をもち、ミミズを培養し、イモ、豆などを増産することで餓死者を出さずに食料危機を乗り切った事例があります。</p> <p>種苗法の再改正では、種苗企業や育種権者の権利強化、違反農家への厳罰化、取り締まり強化、農家の自家採種、自家増殖の規制強化を一方向的に進めるのではなく、農家の自家採種・自家増殖の権利を守ること、また、米、麦、大豆（豆類）、イモ類の自家採種・自家増殖の権利を制限することは、食料危機という緊急事態が発生した際には、多くの飢餓から救える命も救えなくなるので、農家への、米、麦、大豆（豆類）、イモ類の登録品種への自家採種・自家増殖の権利制限をなくしていただくことを切に願いますとともに、政府、農林水産省の配慮により、食料危機時にも1人でも多くの命が飢餓・餓死から救われることを切に願います。</p> <p>注1  <a href="https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250529-OYT1T50119/">https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250529-OYT1T50119/</a>  注2  <a href="https://www.agrinews.co.jp/news/index/309679">https://www.agrinews.co.jp/news/index/309679</a></p>	(122-1の続きであり、回答は122-1と同じ)

#### その他

受付番号	意見内容	回答
123	<p>種の混合による被害は、何も新品種に限ったことではない。</p> <p>古くからある固定種なども、新品種が混ざるとは被害と呼べる。</p> <p>オーガニック栽培では、固定種の方が求められる。国は2050年までに有機農業の栽培面積を25%にしているのに、種がなければできない。</p> <p>新品種を優遇するのではなく、国民の食糧の安全のために、種全体を税金を使って守ってほしい。</p>	ご意見いただきありがとうございます。
124	<p>そもそも改良品種に使うタネを共有財産として国民が各地域で広く使えるように、種苗法を改正前に戻してほしいです。どうやってもタネは流出するから、あちこちの国で特許申請して守るしかないんですから。</p> <p>地域の農家が固定品種を作り出してはいますよね。それを無視して法整備を進めるのにも違和感があります。種苗会社だけがタネを生産しているわけではありません。農家が繋いできたタネと、種苗会社が開発したタネが遺伝子的に全く一緒だった場合、農家がどう証明すればいいのか。ゲノム編集トマトを誰かが育てて、その花粉が飛んできて種取していたトマトが特性を引き継いでしまった場合、農家がどう証明すればいいのか。大資本寄りで農家を守るしくみがない法律はおかしいです。</p>	
125	<p>農産物の付加価値は品種のみによって決定されるものではありません。実際の農業現場においては以下の多様な要素が複合的に作用し最終的な農産物の品質を決定しています。品質管理技術、土壌条件、気温・湿度等の環境条件、施肥方法、農薬使用方法、栽培技術、収穫・保存技術、これらの条件下で育つ作物は、たとえ同一品種であっても、ひとつとして全く同じものにはなりません。農産物の真の価値は、品種と栽培技術、環境条件の総合的な結果として生まれるものです。</p> <p>○知的財産権による制限への懸念：このような農業の本質を踏まえると、種や苗に過度な知的所有権制限を課すことは、以下の理由から農業の多様性や発展を妨げる行為になりかねないと考えます。</p> <p>○技術革新の阻害：厳格な品種管理は、農業者や研究者による自由な改良・実験を制限し、新たな栽培技術や品種改良の機会を奪う可能性があります。</p> <p>○農業の多様性の縮小：特定の品種への過度な依存は、地域の気候風土に適した多様な品種の維持・発展を困難にします。</p> <p>○農業者の創意工夫の制限：農業現場での試行錯誤や独自の栽培方法の開発が、知的財産権の制約により制限される恐れがあります。</p> <p>○品種改良への積極的取り組み：官民一体となった品種改良研究には積極的に取り組むべきです。より良い品種の開発は、日本農業の競争力向上に不可欠です。</p> <p>○知見の開放と共有：しかしながら、そこから生まれた知見については、以下の理由から広く門戸を開くべきと考えます</p> <p>○技術の国際的発展：農業技術の発展は人類共通の課題であり、知見の共有により世界全体の食料安全保障に貢献できます。</p> <p>○相互利益の創出：技術を開放することで、海外からの技術導入や共同研究の機会も拡大します。</p> <p>○長期的競争力の向上：制限ではなく、優れた栽培技術と品質管理による差別化が、持続可能な競争優位を生み出します。</p> <p>○真の競争力の源泉：日本農業の競争力は、品種の独占ではなく、以下の要素で勝負すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な栽培技術</li> <li>・日本の農業者が持つ繊細で高度な栽培技術</li> <li>・品質管理システム</li> <li>・一貫した高品質を保つ管理体制</li> <li>・ブランド力</li> <li>・品質に裏打ちされた信頼性の高いブランド</li> <li>・付加価値サービス</li> <li>・トレーサビリティや安全性の保証</li> </ul> <p>農産物の本質的価値は、品種と栽培技術、環境条件の総合的な結果として生まれます。知的財産権による過度な制限よりも、優れた栽培技術と品質管理により、育った産物そのものの力で国際競争に臨むことが、日本農業の持続可能な発展につながると思います。品種開発への投資と研究は継続しつつも、その成果を広く共有し、真の技術力で勝負することが、日本農業の本来あるべき姿ではないでしょうか。</p>	
126	<p>食糧としての「種・苗」は公共の産物であり、経済活動の原料とは別物です。農業に新自由主義を持ち込むのは国を亡ぼす元であり、日本国憲法にも違反することになる。</p> <p>「新たな基本計画」は断固反対します。</p> <p>そもそも現下のコメ騒動は食糧自給率の極端な低さが原因なのに、そこを是正することもなく、食糧自給率の目標数値さえ示さず、地域の事情に則した小規模農家を切り捨てるような政策には賛成できません。</p>	
127	<p>食糧としての「種・苗」は公共の産物であり、経済活動の原料とは別物です。農業に新自由主義を持ち込むのは国を亡ぼす元であり、日本国憲法にも違反することになります。</p> <p>「新たな基本計画」は断固反対します。</p> <p>日本のことを考える愛は同じでも、輸出拡大ではなく自国の安定供給を優先願います。</p>	

受付番号	意見内容	回答
128	いい加減にしてくれ！！種苗法改悪反対！！目を覚ませ官僚！！日本の食べ物は日本で！！ 添加物、遺伝子組み換え、農薬まみれ、子どもたちが危ない！！あなたたちはわかっているのか！！	ご意見いただきありがとうございます。
129	在来種を守り育ててきた日本列島の農民・祖先たちのために、「種の独占」に反対します。 全ての種は、それを作る人のものであり、その使用は、作る人に再生産の権利があります。 その再生産の権利を阻む「全ての管理・活用」のあり方に反対します。 一刻も早く「種子法」を復活させ、国が、日本列島に暮らす全ての人々が育てる植物の種を守り・伝えていくことを責務として下さい。 また、食料自給率を8割以上に増やし、家畜が食べる餌も含め、純国産を目指す高い目標を掲げ、輸入に頼らない、強い農業、林業のため、 人材育成や、農地・山地の保護、再生産が可能な、人への補助金制度を構築し、豊かで農業のない里山づくりを行って下さい。	
130	この法律を濫用される恐れ	
131	国内生産基盤の強化、食料安全保証のためには、農民のタネに関する権利もあわせて強化、支援する必要がある。 国内生産の8割以上を占める家族農家のタネの権利を支援することなく、むしろ離農を促し、知的財産権ばかり保護しようとする農水省の姿勢は、売国そのもの。 世界経済フォーラムに参加している人間を、私たちは誰も選んでいないし、支持していない。そこで自分たちの利益になる方向性を勝手に決めて、それを押し付けるのはやめてほしい	
132	農業は食を支える根源として、大切な役目を担っています。そんな中、良い品種と言いますが…適地適作の様な例え同じ種類だとしても、その土地の個性が出るものと思います。 そして、それは機械のような均一さを求めるものではなく個性も丸ごと受け入れるものです。 今の政府が行おうとしている政策は「効率化を重要視」する余り「何でも"何かの基準で良いもの"と認定されたモノを、短期間で大量に機械を使い楽に生産し、利益を上げる」事に重点が置かれ、ヒトの生活からかけ離れて居るように感じ、危機感しかありません。一体、誰のための利益でしょうか？その様な事をして、一番徳をするのは誰でしょうか？私はそもそも、第一次産業にお金儲けを優先することに違和感しかありません。インフラにお金儲けを優先する事も理解できません。 農業は国民の食を根源から支える役目があるので、国民が安心して安全な食材を食べる事が第一優先事項であり、その為に税金を使う意味があると思うのです。 政府の打ち出した政策では、まるでよその国外の為に「農業工場日本」という立ち位置に感じ、国内でのサービスやニーズが無視されているので、不安と恐怖しかありません。この様な政策では、安全や安心が脅かさせ…一定の基準から外れたものを排除するとしか解釈出来ません。 どうぞ、国内に住む日本人のための農業政策に専念し、国民の税金で運営しているならば、どうか国民の声に耳を傾けニーズやサービスにこたえてください。地産地消、工業化しない農業の維持、従来の品種の維持、超自然農法が持続可能な経済システムの構築、第一次産業を国民から切り離さない教育、国内物流システムの活性化、輸出よりも国内の需要と供給が第一優先、農業で生計を立てられる事が国民として認められる社会へ	
133	日本は、後進国です。今や食を大切にしない恥じるべき社会です。農業で生計が成り立たない。という農家さんの話を聞き、胸が痛みました。何でも広く大きく最先端技術と言われている機械や設備を整えて置く事が、良い農業の条件でしょうか…?!私は一国民として「間違えています！」と言いたいです。農業をバカにする人は飢えます。第一次産業を疎かにする国は滅びます。日本国政府は、私たちの税金を使って滅ぼそうとしているのでしょうか?! 悲しい事ですが、今の政府の行っている事は国民の求めるものではなく、一部の私企業の利益の為にされていることです。何でも利益利益と利潤の追求を優先し、食の安全や安心が無視されているようにしか見えません。 将来を担う子どもたちにも「金儲けが全てだ！その為には、誰かが犠牲になるのは仕方の無い事だ！」となってよろしいのですね？ 食は、確かにたくさんさんの生命をいただいております、それを提供するために走り回り動いてくれた人たちが居るから成り立つものです。私は従来通り「いただきます。」「ご馳走様。」と感謝をして行う「食」の維持を望みます。 機械化し効率化重視の一定基準の生産は、求めません。 増反し、一般市民に身近な農業になる様に、学校教育でも農業にもう少し力を入れ、田植えや稲刈り体験、野菜を栽培する等の農家さんや地域と連携する等の実践する授業をもっと取り入れ、食の大切さを教育する事を提案します。	
134	今年6月は異常な暑さですね。これから先はますます気候も変動していくのだろうと身をもって感じるこの数年、全国で単一の品種を作るのは無理があるのでは…と思えてなりません。 その土地その土地に合った種を、農家の方に権利がある状態で育てていくのが一番シンプルで一番無駄がなく一番効果があると思うのですが、いかがでしょうか。 今回の案は、農家の方の権利がますます薄まるように感じました。 今日日本がやらないといけないのはフードテックでも種に重イオンビームを当てることでもゲノム編集をすることでもなく、土地を元気にすること、就農者を増やすことではないでしょうか。 就農者を増やすには、金銭的な補助やしっかり担保された権利が必要ですが、それは難しいことなのでしょうか。 一部の人にお金が集まる今回の案ではなく、今日を生きるのも大変な方が多くいる中で、そういう方々がこうして頭を悩ますことなくとも安全な食が入手できるように、そのための案をお考えいただけたら一国民として嬉しい限りです。	
134	単一種では、その種に異常や問題、特定の病気などが生じた際の代替はあるのでしょうか？気候や土の種類もちがう土地で全国的に統一するというのはリスクが高すぎるように思います。 またこの政策は農家の方が農業を続けていこうと思うだけの収入や選択の自由を妨げることになりませんか？このままではどんどん自給率が落ちていだけだと感じます。企業利益優先とみえてしまう政策への賛同はしかねます。	

受付番号	意見内容	回答
135	<p>現在の米騒動を生み出した原因は何だったかという、政府の政策以外の何ものでもないと思います。1990年代くらいから新自由主義の波が農業分野に押し寄せ、特に自由貿易交渉などで自動車の輸出関税を安く抑えるために、農産物を犠牲にして、さらに補助金もカットし、必要不可欠な農家の支援もないに等しかった。</p> <p>同時に1990年代から進んだ種苗政策の極端な育成者権（知財権）偏重と種苗のグローバルゼーション政策（タネを海外生産に任せる）も、日本の農業の健全な発達を損なう根本原因の一つとして注目する必要があります。</p> <p>米不足にならずに、農業を発展させていくために農業生産者の所得保障が不可欠です。それに加えて、育成者権偏重でない種苗政策、つまり農家の権利を尊重した政策が日本の農業の発展のためには不可欠です。</p> <p>種子の権利は世界で大問題になっています。もし、稲までタネが遺伝子組み換え企業に握られることになったら、どうなるでしょう。水田に代えて乾田にすることを推奨するような番組が急速に増えていますし、急速に乾田の面積が広がっていくかもしれません。そうなれば、すぐに遺伝子組み換え企業が再び日本市場も狙い始めるでしょう。その時になって動くのでは、時すでに遅し、になってしまいます。</p> <p>稲の種もみは現在のところ、ほとんどが地方自治体が原原種を握り、国内契約生産ができていますが、今の種苗政策が続けば、それも持続できなくなるでしょう。</p> <p>その意味でも、生産者が種苗の決定権を行使できること、どんな種苗にしていのか、種苗政策決定に加われることを保障されることが不可欠です。このままでは知らないうちに、お米が重イオンビームで遺伝子が損なわれた品種に代わっていた、遺伝子組み換えになっていた、「ゲノム編集」になっていたということになりかねず、さらにそれらは遺伝子組み換え企業に特許料を払わなければならない、食べるだけで企業の支配に服することになります。タネが守られなければ、もはや食料主権は存在しなくなります。もはや民主主義は絵に描いた餅でしかなくなります。</p> <p>その意味でも、種苗法再改悪をやめて下さい。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>
136	<p>今現在においても、市場に上がっている食べ物が、どのような種を使われ栽培されているのか、消費者として知りたくても、知ることができない。今でさえ不安な中、安心材料を模索しながら購入している現実があります。</p> <p>国として、在来、固定種を守り、農業が保障され、消費者が食の安全とともに、健康が維持されることに力を注ぐべきではないでしょうか。</p> <p>国がゲノムや遺伝子組み換えに注力するのではなく、農業の在り方、種を守り、日本の食文化を継承していく舵取りをしていただきたい。食文化をまもることにより、日本の農業の在り方も守られる。</p> <p>これ以上、自国の首絞めはしないでください。お願いします。</p>	
137	<p>突然、農林水産省輸出・国際局知的財産課のパブリックコメント担当様へ「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会 中間報告案」についての意見募集・情報の募集についてメールを拜送することをお許しください。</p> <p>こちらはいつもお世話になっております。〇〇に住み、農業をしている〇〇です。</p> <p>早速、「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会 中間報告案」についての意見募集・情報の募集について拝見して、</p> <p>公共財である日本にある日本原産の作物のタネや苗を日本人が日本でリースを禁止して、自由に栽培、育成、売買できるようにして、遺伝子組み換え、グリホサート系除草剤、ネオニコチノイド系農薬、PFASを含む水、PFAS含む下水汚泥肥料、防カビ剤、ゲノム編集、重イオンビーム、成長ホルモン剤、成長促進剤の使用を禁止して、遺伝子組み換え、グリホサート系除草剤、ネオニコチノイド系農薬、PFASを含む水、PFAS含む下水汚泥肥料、防カビ剤、ゲノム編集、重イオンビーム、成長ホルモン剤、成長促進剤を使用した食べ物を最初に禁止してから勝手にある品種を作るためにある品種をJAで買い取るのをやめた不利益を農家に賠償金を払い、実験用マウス、サル、線虫、実験に協力する人が寿命が尽きるまで食べ続けて比較したものを数値、グラフ、図、文書、手話動画公開、いつでも、だれでも、見られるようにして、健康を悪化させて平均寿命前に亡くなった食べ物は販売、輸出入、作ることやめて、平均寿命がより長く生きられる食べ物を販売、輸出入、作ることができるようにそれから農業者の所得向上と日本国内の日本人の生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくために日本人だけを対象に、1年ごとに返還可能で肥料にもなる地域商品券を偽造防止のために日本の土地にある日本原産のものだけの材料で地域商品券を作り、外国に迷惑をかけないで日本の海上、海中、地上、地下で垂直に建物を作り、自給自足で何でも作って、紙幣の偽造防止技術を使って、1年間にすべての日本人に原価10円で1000万円分の地域商品券を農林水産省輸出・国際局知的財産課が作って支給して実現してほしい。</p> <p>以上、お忙しい中最後までご高覧下さりありがとうございます。</p>	
138	<p>日本の農家の存続が危ういときに、しっかりと支える国の方針が必要です。しかし、案にはそのような支援については触れられていません。また、輸出した種の生育を担う海外の農家の主権も蔑ろにするものではないかと考えます。</p> <p>国連など国際的に小農・家族農の価値が見直され、環境を守りながら働く農家を大切にしよう推奨され、支援しています。</p> <p>機械やITを使い、企業でなければできないような規模の農法は、大地に根ざして日本の農業を継承するものにはならないと思います。</p> <p>農業は四季や自然と共に生きる日本の文化形成を支えるものです。日本ならではの種子を農家自身が守りながら、誇りを持って後世に伝えることのできるよう、農家の声を聴取して、根本的に考え直すよう求めたいと思います。</p>	
139	<p>何時も思うのですが貴方がやる事は信じられないです国民の為とか言いながら農家を虐め罰金などを取り貶める。</p> <p>きちんと日本国民を守る事をして下さい。ブランドなど要らない.安心安全な食糧を提供できる様に農家にきちんと支援して下さい。</p>	
140	<p>農民の権利をしっかりと確保したうえで育成者権を保障しなければ、最終的に本来与えられるべき育成者権まで悪者になってしまいます。食料としてのタネを守る方法はビジネスを超えたところにある。そうした地に足のついた日本であってほしいと思います。タネの権利、農民の権利は、日本でも他の国でもしっかりと守られるべきだし、ビジネスをやりたい人たちは必須の食料以外のもので育成者権をとればよい。育成者権だけを強化する非常にアンバランスで長期的視野にかけた方法はとるべきではないと思います。</p>	
141	<p>この種苗法改正は知財権を持つ大規模な多国籍種苗メーカーなどの権利を強化するものです。</p> <p>日本の小規模農家権利を守ってください。</p> <p>知財権の及ぶ範囲から小規模農家は除外してください。</p>	
142	<p>「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」でも強調されているとおり、現在、私たちがいただいている作物の種苗は、長年、農家さんたちが種採りを重ねてきたおかげで存在している。</p> <p>それにもかかわらず、農家の権利は剥奪され、皆で分け合ってきた種苗を特定の企業が改良し、特に遺伝子組み換え企業の独占が進み、種苗企業の特許が強化され、その使用を表示無しで強いる方向へ進んでいる。</p> <p>農民が持つ種苗に対する権利を守り、地域の多様な品種をつないで行くことが、食料安全保障であり、日本の未来を考えた日本人のための政策ではないのか。</p> <p>私たちの税金を使って日本の農家が減るよう誘導し、多国籍バイオ企業に公金が流れる仕組みづくりをするのはやめてほしい。</p>	
143	<p>今やるべきことは、農家さんを守り、日本の食糧を守ることです。</p> <p>食糧が足りない=輸入を増やすのではなく、まずは日本の農家さんを守り、日本の自給率を上げていくことに注力しないと意味がありません。</p> <p>このままではますます多くの農家さんが廃業し、国内産の食料はなくなっていきます。</p> <p>もっと国民の声を聞き、国内に目を向けてください。</p>	

受付番号	意見内容	回答
144	<p>農家の収入を引き上げ、安定化させようという志には賛同します。がしかし、農林水産省内でさえ他の部署と連携が取れておらず、“縦割り”ではないかという点が気になります。</p> <p>食料供給緊急事態には特定作物の栽培を求めるといふ奉仕は、今回のパブリックコメントとは真逆であり、長く続いた減反政策ともども、農家の気力を削ぐものです。</p> <p>また、農業には健全な土と健全な水が欠かせませんが、経済産業省の半導体政策や、経済産業省・環境省の福島県の放射能汚染土を全国にばら撒く政策は、あまりに農業を軽んじた政策であると言えます。</p> <p>省庁に序列の様なものがあるとしたら、それは幻想であり、直ちにお考えを改めていただきたいと申し上げます。なぜなら、省庁は役割分担をしているに過ぎず、いずれも国民生活にとって必要な役割であって、そこに優劣も上下もないからです。</p> <p>どうか、日本の食料安全保障や国民の生命・健康の為に、もっと他の省庁や、農水省内の他の部署に対して、大いに物申してください。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>

※ ご提出いただいたご意見は、原則原文を掲載しておりますが、個人情報及び公序良俗に反した表現が含まれているもの、句読点等表現に明らかに影響がない軽微な体裁について、一部内容を修正させていただきました。

※ ご意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。